

戦争と平和の間

序 章

アフリカの紛争と国際社会

武内 進一

はじめに

1990年代のサブサハラ・アフリカ（以下、アフリカと記す）では、深刻な武力紛争が頻発した。ソマリア、ルワンダ、リベリア、シエラレオネ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国など、その例は枚挙に暇がない。国際連合（以下、国連）は危機感を強め、1998年にはアフリカの紛争を主題とした事務総長報告書（UN [1998]）が提出された。国連が特定地域の紛争に関する報告書を刊行したのは、史上初めてのことであった。しかし、2000年代に入るところから、紆余曲折を経つつも次第に収束する紛争が目立つようになった。ソマリアやスーダン（ダルフル）など依然として深刻な紛争が継続している地域もあるが、終結に向かった紛争も少なくない。先の例で言えば、ルワンダとコンゴ共和国では武力で内戦が決着し、リベリア、シエラレオネ、コンゴ民主共和国では和平合意の締結、移行政権の誕生、選挙の実施を経て、紛争から平時への移行が完了した。

武力紛争の収束傾向は歓迎すべき現象だが、アフリカにおける紛争問題の解決に楽観的な見通しが立っているわけではない。依然紛争が継続している国々はもとより、移行プロセスが完了した国々においても、多くの問題を抱え、紛争再発の懸念が払拭できない場合が多い。コンゴ民主共和国のように、和平合意が結ばれた後も、長期にわたって紛争が継続することもある（本書

第3章参照)。多くの国はなお、激しい武力衝突こそ生じていないが、永続的な平和が約束されたわけでもない、「戦争と平和の間」の曖昧な領域にとどまっているのである。近年のアフリカにおける武力紛争の収束傾向は、紛争問題の解決というより、その位相の変化として捉える方が正確であろう⁽¹⁾。

この位相の変化を考えるうえで、国際的な関与という要因は決定的に重要である。1990年代以降、アフリカの紛争に対して、国際機関や先進国政府あるいはNGOなど多様な国際的主体が、和平交渉、人道的介入、平和構築などさまざまな局面で積極的な関与を実行してきた。勃発したアフリカの紛争にどう対応すべきか、紛争を予防し、再発を防ぐためにはどうすればよいのか。こうした問いと、多くの試行錯誤が繰り返されてきたのである。もちろん、カンボジア、旧ユーゴスラヴィア、東チモールといった事例が示すように、紛争に対する国際的な関与の増大はアフリカに限った動きではないが、アフリカは近年深刻な紛争がとくに集中した地域であり、それへの対応がグローバル・イシューとして強調されてきた。

紛争が勃発したとき、平和の確立のために国際的な関与がなされることは、今日当然と捉えられるかもしれない。しかし、歴史的に見れば、それはごく近年の現象にすぎない。近年のアフリカの紛争はほとんどが内戦（国内紛争）だが、世界史上に起こった幾多の内戦は、諸外国からそれぞれの国益のために利用されるか、無関心のうちに放置されてきた。内戦が勃発した後に、国際機関や諸外国が平和を掲げて熱心に関与するという今日の状況が意味するところは何か、この問いは熟考に値する。

本書は、アフリカ諸国を事例として、紛争が勃発した後の平和に向けた施策を検討し、その現状や意味について考察した論集である。研究対象地域をアフリカに限定した理由は2つある。第1に、とくに1990年代以降アフリカで紛争が頻発し、この問題への関与がグローバルな課題として認識されたためである。1998年の国連事務総長報告はその点を如実に示している。アフリカの諸事例は、紛争に対する国際的な取組みの典型であり、そこで得られる教訓も一定程度普遍性を有すると考えられる。

第2に、地域研究の視点を加えるためである。紛争が起こった後に実施される国際的な平和への取組みに関する先行研究は、すでにそれなりの蓄積がある。ただ、その多くは国際政治学、国際法学、平和構築論からのアプローチであり、どのような取組みがなされたのかが分析の中心に置かれている。その一方で、国際的な関与に対して、関与される側がどのように対応したのか、結果として現実がどのように展開したのかという地域研究の分析視角は相対的に希薄であった。筆者は地域研究の立場からアフリカを中心とする紛争問題に関心を寄せてきたが（武内編 [2000, 2003]）、アフリカの紛争に対する国際的な関与、そしてアフリカ側アクターの対応についても研究を深めたいと考え、共同研究会を組織した。研究会には、平和構築論、国際法の専門家とアフリカ地域研究者の双方に参加をお願いし、相互理解を深めるよう議論を戦わせた。本書に収められた個々の論文にはそれぞれの立場が色濃く滲んでいるが、全体として、アフリカ諸国で実践されている平和への取組みがいかなる特徴を持つのが浮かび上がるであろう。それによって、アフリカの紛争に対する国際的な関与についての政策的含意とともに、アフリカを取り巻く今日の状況を再考する材料が抽出できるはずである。

以下、序論である本章では、紛争が勃発した後のアフリカ諸国に対する国際的な関与について事実関係を明らかにし、キー概念の整理を行ったうえで、近年こうした関与が活発化した理由、そしてそこにおける課題を考察する。さらに、本章の最後で、本書に所収された論考の内容を紹介する。

第1節 アフリカの紛争解決に向けた国際的な関与

具体的な事実から議論を始めよう。近年のアフリカでは、どのような紛争が起こり、その解決に向けてどのような国際的な関与がなされてきたのだろうか。付表（pp. 48～56）に近年のアフリカにおける主要な紛争国の経験を示す。近年の主要な紛争として、冷戦終結以降の大規模な内戦⁽²⁾を中心に24の事例

をまとめた。このうち国家間戦争はエチオピア・エリトリア戦争だけで、残りはすべて内戦である。付表では、紛争から平和への過程でどのようなアクターが介在し、どのような措置が講じられたかに焦点を当てている。具体的には、主要な和平協定は何か、国連のPKOが派遣されたか、国連PKO以外にどのような軍事的介入があったか、軍事面以外に外部から何らかの介入（関与）があったか、紛争がどのような形で終結したか、現在までどのような経緯を辿ったか、などを概観した。

本節では、付表から明らかになる点を中心に、紛争が勃発した後の国際的な関与のあり方を整理する。具体的には、停戦・和平協定、軍事的関与、非軍事的「制裁」措置、制度構築、裁判と国民和解の5項目について概観する。紛争に対する国際的な関与のあり方は、もちろんこれら5点に限らない。たとえば、紛争後の復興を目的とした経済援助が国際的な関与としてきわめて重要であることは言うまでもない。本節では、近年の特徴を如実に示すという意味で、これら5項目を論じることとする。

1. 停戦・和平協定

紛争が勃発した後、多くの場合停戦・和平協定が締結されている。付表に主要な協定を示しているが、実効性のないものを含めればその数はもっと増える。こうした停戦・和平協定の締結に際しては、さまざまな形で国際的な関与がなされている。ルワンダ内戦のアルーシャ和平協定 (Accords de paix d'Arusha) は、アメリカ、フランス、OAU、国連などの協力と圧力のもとで締結されたし (Jones [2001])、コンゴ民主共和国の第2次内戦におけるいわゆるプレトリア合意 (Global and Inclusive Agreement on Transition in the Democratic Republic of the Congo) は、コンゴ民主共和国の関係者数百人を南アフリカ (以下、南ア) のリゾート地に缶詰めにした会議の結果成立した (本書第3章)。コートディヴォワールのマルクーシ合意 (Accords de Linas-Marcoussis) は、フランスの強い影響力のもとで成立したものだ (本書第2章)、モ

ザンベーク内戦を終結に導いたローマ総合和平協定は、イタリアのキリスト教会系 NGO サンテディジオ (Saint'Edigio) やイタリア政府が仲介した。いずれも、国際的な関与がなければ合意に達することは困難だったと思われる。

一方、停戦・和平協定が結ばれずに紛争が完全に武力で決着する例は、近年ではそれほど多くない。武力によって打倒された政権の事例を挙げれば、1990年のハブレ (Hissène Habré) 政権 (チャド)、1991年のメンギスツ (Mengistu Haile Mariam) 政権 (エチオピア)、1997年のモブツ (Mobutu Sese Seko) 政権 (コンゴ民主共和国)、2003年のパタセ (Ange-Félix Patassé) 政権 (中央アフリカ) などであり、総じて国際的に孤立し、外国から支援を得られない場合であった。国際的な関与が充分でなかったために、紛争が武力で決着したともいえる。

24の事例を、紛争終結のあり方に焦点をあてて整理すると、表1のようになる。24事例のうち、武力によって終結した紛争が9、交渉によって終結したものが9、継続中のものが6である。紛争終結の契機を武力によると見るか、交渉によると考えるかは判断が難しいこともあるが、ここでは放置すれば紛争が継続する状況にもかかわらず和平合意が結ばれた場合、交渉による終結と見なした⁽³⁾。

表1が示すのは、判断が微妙な事例があるとしても、冷戦後のアフリカでは武力紛争が交渉によって決着する事例がかなり多いことである。継続中の紛争も含め、和平交渉には常に外国や国際機関が関与している。もっとも、冷戦後の今日、武力紛争に対する国際的な関与が強まっているのはアフリカに限ったことではない。世界的に見れば、むしろ交渉によらない武力紛争の決着がアフリカではなお多く、国際的な関与の枠組みから相対的に放置されているといえるのかもしれない。ただし、アフリカにおいても、シエラレオネやコンゴ民主共和国など、国際的な関与なくして早期の紛争終結が考えられなかった事例は少なくない。国際的に放置されていると評価するには、アフリカに対して過分の資源が投入されている。

コンゴ民主共和国やコートディヴォワールの例が示すように、和平交渉に

表1 近年のアフリカにおける紛争終結のパターン

武力によって終結した紛争(9)	アンゴラ, ギニアビサウ, チャド (1990年), 中央アフリカ (2002~2003年), エチオピア, ウガンダ (1981~1988年), コンゴ共和国, コンゴ民主共和国 (1996~1997年), ルワンダ
交渉によって終結した紛争(9)	モザンビーク, シエラレオネ, リベリア (1989~1995年), リベリア (2000~2003年), 中央アフリカ (1996~1998年), スーダン (南部), エチオピア・エリトリア, <u>コンゴ民主共和国 (1998~2002年)</u> , <u>ブルンディ</u>
継続中の紛争(6)	<u>コートディヴォワール</u> , 中央アフリカ (2006年~), <u>チャド (2005年~)</u> , <u>スーダン (ダルフル)</u> , <u>ソマリア</u> , <u>ウガンダ (対 LRA)</u>

(出所) 付表にもとづき筆者作成。

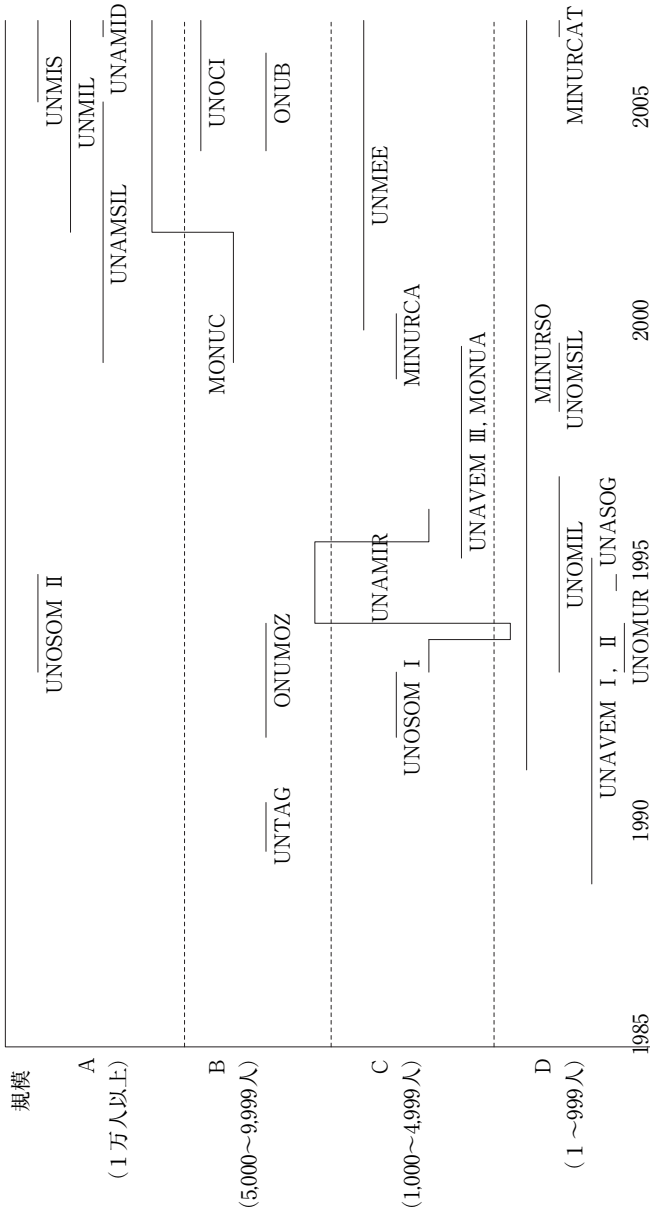
(注) 下線は、関連して国連 PKO が派遣された事例。

における外部者の役割は単なる仲介にとどまらない。誰を交渉に招き、紛争終結に向けていかなる制度構築を行うかなど、和平交渉の場は、紛争終結後の国づくりを大きく左右する。和平交渉を取り仕切る者は、紛争終結に向けた道筋をつくりあげるといふ意味できわめて重要な役割を演じている。新たな国づくりの青写真が外部者によって描かれるわけであり、だからこそ、それに対する抵抗や軋轢が問題になる。

2. 軍事的な関与

アフリカの紛争に対し、平和の確立や人道支援を直接的な目的として、国際的な軍事行動がなされることがある。その代表例として国連 PKO があり、付表の24事例のうち16事例に投入されている⁽⁴⁾。近年のアフリカで大規模な紛争が起これば、かなりの確率で国連 PKO が派遣されるということになる。PKO の時期と規模の関係については、図1に示す通りである。図1は、付表における A~D の規模分類を利用して、派遣時期と派遣規模との対応関係を示している。冷戦終結後に PKO の派遣数が急増したことはしばしば指摘されているが、図1から近年その規模も拡大傾向にあることがわかる。今日、

図1 アフリカに派遣された国連PKOの規模と時期 (1985～2007年)



(出所) PKOに関する国連のウェブサイト (<http://www.un.org/Depts/dpko/dpko/>) などを参考にしながら、筆者作成。

(注) (1) 同じ規模カテゴリー (A～D) 内の上下は、規模の大小と関係しない。

(2) 各名称については付表参照。付表にないもののみ、以下に記す。MINURSOは「国連西サハラ・レファレンダム・ミッション」(1991年4月～。西サハラ)、UNASOGは「国連アオズ帯監視グループ」(1994年5～6月。チャド)、UNOMURは「国連ルワンダ・ウガンダ監視ミッション」(1993年6月～94年9月、ルワンダ・ウガンダ国境)、UNTAGは「国連移行支援グループ」(1989年4月～90年3月。ナミビア)。

1万人を超える規模のオペレーションが、アフリカに複数展開されている。

紛争への軍事的な関与としては、国連 PKO 以外の形も当然ある。まず、勃発した紛争への対応として多国籍軍が派遣されている。ただし、その中味は多様である。ソマリアに対しては、1992～1993年、米軍を中心に4万人近い重武装の部隊 (UNITAF) が派遣された。フランスが主導した多国籍軍としては、ルワンダの「トルコ石作戦」(Opération Turquoise) (1994年) がある⁽⁵⁾。アフリカ諸国主導型のものとしては、1997年に中央アフリカに送られた MISAB (Mission interafricaine de surveillance des accords de Bangui) が挙げられる。これには仏語圏アフリカ6カ国 (ブルキナファソ、チャド、ガボン、マリ、セネガル、トーゴ) が兵力を拠出し、フランスが兵站部門で協力した⁽⁶⁾。

地域機構が平和維持、平和強制のために派兵するケースも目立つ。西アフリカの地域協力機構 ECOWAS は、リベリアとシエラレオネにそれぞれ約2万人の部隊 (ECOMOG) を派遣した (落合 [1999])⁽⁷⁾。ECOMOG は、武装勢力と激しい戦闘を行ったことで知られる。近年では欧州連合 (European Union: EU) がアフリカの紛争に対する関与を強めており、2度にわたってコンゴ民主共和国へ EU 軍 (European Union Forces: EUFOR) を派遣した (2003, 2006年) ほか、ダルフル紛争の拡大抑止を目的とするチャド・中央アフリカ国境地帯への派兵も決定した⁽⁸⁾。アフリカ連合 (African Union: AU) も平和維持部隊の展開に意欲を見せており、ブルンディの AMIB (African Union Mission in Burundi)、スーダン (ダルフル) の AMIS (African Union Mission in the Sudan, 本書第1章)、ソマリアの AMISOM (African Union Mission in Somalia) などの事例がある⁽⁹⁾。AU の平和維持部隊は、紛争がなお収束しない段階で派遣され、治安維持に努めて国連 PKO の展開につなげる役割を担っており、とくにブルンディでは成果を挙げた。

特定国が単独で介入することもある。これは、欧米諸国が単独で介入する場合と、周辺のアフリカ諸国が介入する場合とに大別できる⁽¹⁰⁾。冷戦期における欧米諸国の軍事介入には、時に自国民保護を口実として自国に都合のよい政権を維持するという動機が露骨に看取されたが、近年ではそうした動機

だけでは説明できない介入が目立つ。たとえば、1992～1993年にアメリカがソマリアに派兵したのは、国内政治上の配慮と一体化していたとは言え、人道上の配慮によるところが大きかった¹¹⁾。また、2000年のシエラレオネに対するイギリスの派兵は、UNAMSIL の能力を超えて悪化した状況に対応してなされたものであり、国連平和維持部隊の支援（反政府武装勢力 RUF の活動抑止）の意味が強かった¹²⁾。フランスを中心とする多国籍軍のルワンダへの介入（トルコ石作戦）は、フランスの隠された意図があるのではないかと批判を浴びたが、そこに人道的目的が含まれていたことは否定しがたい。またフランスは、1990年代半ば以降断続的に政情不安に陥った中央アフリカ、チャドに派兵し、反政府武装勢力の掃討作戦に協力するなど、実質的に時の政権を支援する立場を取っている。ここに、フランスにとって都合のよい政権を維持する目的があることは否めないが、不安定な政情が拡散することへの懸念があることも見逃せない。とくに、両国の政情がスーダンのダルフル問題の影響を受けて悪化する2003年以降は、後者の問題意識が強まっているように見える¹³⁾。

これに対して、武力紛争に対する周辺アフリカ諸国の軍事介入は、自国の利益を背景として特定勢力を支援するためになされることが多く、紛争解決を目的としたものとは見なしがたい。ただし、自国の利益という場合、安全保障上の考慮が重要であることを指摘しておきたい。ルワンダがコンゴ民主共和国の2つの内戦に介入するにあたって（付表 [pp. 50～51] 参照）、東部コンゴで活動するルワンダ反政府勢力の存在は決定的に重要だった。アンゴラがコンゴ民主共和国の第1次内戦（1996～1997年）やコンゴ共和国の内戦（1997年）に介入したのも、自国の反政府勢力「アンゴラ全面独立国民連合」（União Nacional para a Independência Total de Angola: UNITA）の動向が理由であった。いずれも、自国の安全保障上の問題が軍事介入を決断する重要な要因になっている。

周辺国の軍事介入の際に重要な問題として、それ以外にも、たとえば経済的要因を指摘すべきだろう。ルワンダやウガンダはコンゴ民主共和国で、軍

事的に占領した地域から鉱物資源を違法に輸出して巨富を得た。鉱物資源を直接的な目的として軍事介入に踏み切ったとは考えにくいですが、紛争のなかで資源を利用した経済構造が構築され、それによって紛争の長期化がもたらされたと言えよう。

3. 非軍事的「制裁」措置

紛争を悪化させないため、あるいは紛争当事者にダメージを与えるために、国際的な制裁措置が科されることがある。国連の制裁措置は、その代表例である。付表（「その他介入的措置」の項）に示すように、近年のアフリカの紛争に対しても、多様な制裁措置が発動された。シエラレオネ、リベリア、コンゴ民主共和国の紛争などに武器禁輸措置が取られたし、アンゴラのUNITA やシエラレオネの反政府武装勢力「革命統一戦線」（Revolutionary United Front: RUF）の活動にダメージを与えるためにダイヤモンドの禁輸措置が実施された。

国連による制裁措置は、国連憲章第七章第41条に法的根拠を持つ。平和に対する脅威、平和の破壊および侵略行動に関して——端的に言えば、紛争解決のために——非軍事的な制裁措置を発動するというのが、その条文の趣旨である。武器やダイヤモンドの取引、あるいは資産利用や旅行など、国境を越えた行為を制限しようとする場合、多くの国の協力を得るためにも、国連安保理による制裁措置の発動が重要であることは間違いない。

ただ、近年では、市民社会のイニシャティヴで類似した制度形成が進むという注目すべき動きがある。アンゴラやシエラレオネの内戦をめぐっては、ダイヤモンドが反政府武装勢力の軍事資金源となっているという指摘がなされ、「紛争ダイヤモンド」問題が世界的な関心を集めた。上述の安保理による制裁措置はその一環だが、興味深いのは、この問題への関心が市民社会の主導で高まったことである。UNITA に対する制裁措置は安保理決議1173（1998年6月12日付）で採択されたが、それが一般の人びとに浸透し、問題意

識を高めるのは、イギリスのNGO「グローバル・ウィットネス」(Global Witness)の活動によるところが大きい。1998年末に発行された報告書(Global Witness [1998])は、国連の制裁措置が機能していないことを指摘し、各国政府の杜撰な貿易管理と企業の無責任な行動がUNITAによるダイヤモンド取引を可能にしている実態を明るみに出した。そして、翌1999年の「死に至る取引」(Fatal Transaction)キャンペーンを通じて、デビアス社を始めとするダイヤモンド関連企業や先進国政府の責任を追及したのである。この運動は社会的関心を高め、イギリスのブレア政権が積極的に取り上げたこともあって、ダイヤモンド取引における原産地証明の強化(「キンバリー・プロセス」[Kimberley Process])へとつながっていった(武内 [2001])。

キンバリー・プロセスは、上述の意味での制裁措置ではない。しかしそれは、アフリカの紛争を背景として、その抑止に資するべく国際的に合意された制度である。本章の文脈でこの制度導入の意義を2点指摘できる。第1に、この制度が安保理による制裁措置と同じく紛争抑止という目的を持ち、それと補完的な効果を持つことである。キンバリー・プロセス導入により、安保理による制裁の効果は明らかに高まった。第2に、この制度の形成に、NGOが決定的に重要な役割を果たしたことである。安保理のような国際組織のみならず、市民社会が紛争抑止のためのグローバルな制度形成を主導した意義は特筆されるべきである。本項のタイトルでは制裁という言葉にカッコを付したが、キンバリー・プロセスに典型的に示されるように、紛争抑止という同じ目的に向かって、さまざまな主体が働きかけを強めているのが近年の動きだと言えよう。

4. 制度構築

紛争を経験した国は、国家再建の過程で紛争を繰り返さないための制度づくりに努力する。この制度構築においても、強力な規範が国際的に提供され、外部者が関与する。

紛争後の制度構築に国連 PKO が深くかかわり、事実上行政機構を肩代わりすることは、冷戦後の顕著な特徴である。今日の PKO は、多くの場合、単なる停戦監視団ではない。紛争から和平に向けた移行プロセスをさまざまな形で支援するために、多様なオペレーションを行っている。アフリカでは、カンボジア、東チモール、コソヴォのように、暫定統治機構として行政権限を肩代わりした例はほとんどないが¹⁴⁾、1万5000人を超える巨大な要員規模の平和維持部隊が幾つも展開している事実が示すように、DDR（武装解除・動員解除・社会的再統合）や SSR（治安部門改革）、さらには選挙実施に向けた協力などによって、行政機構の支援や事実上の肩代わりを実施する事例は数多い。本書で扱われる事例のなかでも、モザンビーク、シエラレオネ、コンゴ民主共和国、リベリアなど、大規模なオペレーションではこうした機能がマンデートに盛り込まれている。

軍や警察など治安に関係する制度はもっとも基本的なものだが、紛争後の制度構築の対象はそれにとどまらない。立法、行政、司法の三権はもとより、開発政策にかかわる諸制度の構築も進められ、多くの場合、そこに国際的な支援が寄せられる。

国家の統治制度の構築や支援を行う機関としては、いうまでもなく先進国の開発援助機関が重要である。近年、開発援助機関は紛争問題への関心を強めており¹⁵⁾、「脆弱国家」(Fragile State)あるいは「ガバナンス」といった問題意識のもとで、国家の統治制度に関する支援策が議論・実践されている。たとえば、世界銀行では紛争後の復興開発を扱う部局「ポスト・コンフリクト・ユニット」(Post Conflict Unit)が1997年に設置され(工藤 [2006])、1999年以降は「内戦・犯罪・暴力の経済学」プロジェクトを発足させて発展途上国の紛争と開発の関連について研究を進める一方(世界銀行 [2004])、2001年11月には政策やガバナンスに問題のある貧困国を LICUS (Low Income Countries under Stress) という概念で抽出し対策を検討している¹⁶⁾。

同様の動きは、OECD の開発援助委員会 (DAC) においても進行している。DAC では1990年代後半からポスト・コンフリクト国への援助に関する部会

(The DAC Network on Conflict, Peace and Development Co-operation: CPDC) が活動していたが、近年それがガバナンスに関する部会 (The DAC Network on Governance: GOVNET) などとともに、「脆弱国家」に関する部会 (The Fragile States Group) に組み換えられた。援助効果向上へのガイドラインを示した2005年2月の「パリ宣言」でも触れられている通り¹⁷⁾、「脆弱国家」への支援は現在 DAC の重点方針となっており、これに対応した組織改革と言える。開発援助コミュニティにおいては、紛争予防と平和構築の問題意識が合わさって、紛争を起ししやすい (統治に関して脆弱な) 発展途上国への対応が喫緊の課題として認識されており、そのなかで国家の制度構築が重要視されている。

5. 紛争後の裁判, 国民和解

近年、紛争時の深刻な人権侵害を裁く試みに、国際機関や先進国が関与する事例が目立つ。こうした動きは司法介入とも呼ばれ (Scheffer [1996]), アフリカに対しても活発になされている。1998年に設立された国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) は、この種の裁判を行う組織としてもっとも包括的なものだが、2008年1月末現在捜査対象となっているのはコンゴ民主共和国、ウガンダ、中央アフリカ、スーダンのアフリカ4カ国だけである。安保理の決議にもとづく専門の国際刑事法廷としては、1994年に設置されたルワンダ国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR) があり、1994年の大量虐殺の責任者に判決を下している。ICTRのように完全な国際機関ではないが、現地と国連が協力して紛争時の犯罪を裁く混合法廷の手法がシエラレオネで実践され (本書第7章)、ブルンディでも実施が見込まれている。その他、ベルギーやアメリカなどは、在住ルワンダ人の訴えを受けて、国内で逮捕したルワンダ人虐殺容疑者の裁判を実施した。欧米諸国や国際機関は、アフリカの紛争における人権侵害裁判に積極的に関与しており¹⁸⁾、そこには犯罪の責任者を放置せず、厳正に処罰することが平和の確立

や国民和解につながるという主張がある¹⁹⁾。

裁判ではないが、紛争時の人権侵害への対処として、真実（和解）委員会も注目されている（ヘイナー [2006]）。真実委員会は、民主化後のラテンアメリカや南アでの経験がよく知られているが、武力紛争を経験したアフリカ諸国でもウガンダ、シエラレオネ、リベリアなど複数の国で設置され、また設置が検討されている。真実委員会の設置には、しばしば国際的な意図が働いている。安保理決議で委員会の設置が言及されたブルンディはその例である。安保理決議1606（2005年6月20日付）で特別法廷と真実委員会の設置が要請されて以降、国連と政府の間で交渉が続いているが、委員の任命方法や権限をめぐる交渉は難航し、2007年末現在いずれも設置されていない。シエラレオネやコンゴ民主共和国の場合は真実委員会の設置が和平合意に盛り込まれたが、この場合も和平合意が諸外国や国際機関の深い関与のもとで結ばれたことを考えれば、そこに国際的な意図を読み取ることができよう（本書第3、7章）。

紛争時の人権侵害を裁く方法には、当然ながら、国内の制度を利用するやり方もある。ルワンダの虐殺容疑者裁判であるガチャチャ（Gacaca）はその例である（第8章）。ガチャチャは、一般の民間人が多数参加し、ローカルレベルで虐殺容疑者を裁く制度であり、国際的な関与が直接なされるわけではない。しかし、ガチャチャの場合も、ドナーから資金援助を受けており、それに見合った説明責任を要求されることに変わりはない。ガチャチャというアイデア自体がドナーに由来するともいわれている（Oomen [2005]）。その真偽は不明だが、ルワンダ政府がこの裁判制度を導入した要因のひとつとして、国際的な配慮（とくに先進国への説明責任に関する配慮）があったことはおそらく間違いない。内戦で軍事的勝利を取めたルワンダ愛国戦線（Rwandan Patriotic Front: RPF）主導の政権とはいえ、まったくの恣意的な方法で前政権の責任者を処罰することはできず、裁判の形式を取らざるをえなかったのである。

第2節 概念の整理と含意

本節では、本章および本書全体にかかわる概念整理を行いたい。それによって、筆者の問題意識や分析視角が明らかになるからである。ここではとくに、「紛争勃発後」および「国際社会」という2つの概念を取り上げる。

1. 「紛争勃発後」と「紛争後」

前節では、停戦協定から国民和解まで、武力紛争が起こった後に平和の確立に向けてどのような国際的関与が行われるかを概観した。本書の副題に掲げた「紛争勃発後」という言葉は「武力紛争が起こった後」という意味で用いるが、やや耳慣れない印象を与えるかも知れない。似た言葉として、「紛争後」(「ポスト・コンフリクト [post-conflict]」)がある。それは通常、紛争当事者間の交戦状態 (hostilities) が終結した状態を指し、目安として停戦または和平合意の成立が置かれることが多い²⁰⁾。これに対して「紛争勃発後」は、紛争勃発以降の全時点を含む。本書では、「紛争後」と「紛争勃発後」という2つの概念を区別し、時間軸上は後者を分析対象とする。

本書が「紛争後」ではなく「紛争勃発後」を分析対象とする理由は2つある。第1に、「紛争後」という概念の範囲が現実には確定しにくいことである。「紛争後」を「ポスト・コンフリクト」と同義とすれば、「ポスト」(post-)という言葉には段階的な意味で「～の後」を示す含意があるから、「紛争(交戦)状態」の次に来る段階として「ポスト・コンフリクト=紛争後」を捉えることには論理的な妥当性がある。ただし、そのような捉え方が実態的な意味を持つためには、「紛争(コンフリクト)段階」と「紛争後(ポスト・コンフリクト)段階」とが、停戦・和平合意の成立によって明確に区分できなければならない。ところが現実には、これら2つの段階は簡単に区分できない。リベリア、コートディヴォワール、コンゴ民主共和国など多くのアフリカの

紛争事例が示すように、締結される停戦・和平合意には実効性のないものが多く²¹⁾、紛争の勃発から収束への過程はそうした合意の成立と破棄を繰り返しながら緩慢に進行することが多いからである。停戦・和平合意の実効性が自明でない以上、それに依存した「紛争後」の定義は、常に曖昧さにつきまといわれる。逆に、実態面から「紛争後」を定義しようとしても、何をもって紛争が終結したと見なすのかは、これまた曖昧である。それに対して、「紛争勃発後」という概念が示す時間軸の範囲は、少なくともその開始時に關する限り確定しやすい。

第2の理由は、筆者の問題意識とかがかわる。これまで述べてきたように、筆者はアフリカの紛争をめぐる今日的特質のひとつは、国際的な関与のあり方だと考えている。そうした問題意識にもとづけば、停戦協定や和平合意も、人道的介入や制度構築も、また人権侵害責任者に対する裁判も、国際機関や先進国主導で実施される現状に鑑みて、分析の射程に含めるべきだろう。現実には、和平に向けた国際的関与は、紛争が起こった瞬間に始まるといって過言ではない。「紛争後」概念を用い、停戦・和平協定の成立という実態的には曖昧な基準で紛争から和平への流れを区分するよりも、それを「紛争勃発後」という時間軸で一連のものとして捉える方が、筆者の問題意識との関連で生産的だと考えた。

この点で、平和構築論においても「紛争後」概念の捉え方が変化しつつあることを付言しておきたい。紛争から和平への過程に対する国際的な関与は、冷戦終結後に実践的・学術的な関心を集めるようになった事象だが、周知のように、その重要な契機となったのは、プトロス＝ガーリ事務総長が国連安保理に提出した報告書『平和への課題』(Boutros-Ghali [1992])であった。この報告書のなかで、ガーリは、予防外交 (preventive diplomacy)、平和創造 (peacemaking)、平和維持 (peace-keeping)、平和構築 (peace-building)、平和強制 (peace-enforcement) といった概念を定義しているが、「平和構築」という言葉は常に「紛争後」という言葉とセットで(すなわち “post-conflict peace-building” という形で)使われた。ガーリの報告書で、国連は平和構築に重要

な役割を果たすべきだと論じられたが、その平和構築活動は「紛争後」段階で実施されるものと考えられていた。彼の議論では、紛争勃発後に停戦・和平協定を経て「紛争後」段階へ到達すると捉えられ、平和構築はもはや交戦の恐れがない「紛争後」段階での実施が見込まれている。

しかし、国連におけるその後の議論では、平和構築概念は必ずしも「紛争後」と結びつけて論じられなくなった。2000年に出された『国連平和活動に関する委員会報告』(UN [2000]。通称『ブラヒミ・レポート』)では、国連の平和活動が、(1)紛争予防と平和創造、(2)平和維持、そして(3)平和構築という3つの主要な活動から構成されるとの認識にもとづき、とくに平和維持と平和構築活動のあり方について議論が深められている。篠田 [2003: 5-16] が指摘するように、ここでは平和構築を「交戦状態」の恐れのない段階で実施する活動として捉える見方は採られず、紛争が完全に終息しなくとも平和活動の実施を迫られる場合があることが強調されている。『ブラヒミ・レポート』においても、「紛争後」という言葉が使われる際には「交戦状態」の終結という含意が読み取れるが²²⁾、それは特定の平和活動を実施する段階としての意味をもはや持っていない。平和構築活動の射程は、実践に即して拡大したといえよう。

2. 国際社会

前節では、あえて国際社会という言葉を用いず、紛争勃発後のアフリカに対する国際的な関与について説明した。それはこの概念が論争的であり、本章の議論にとって重要な意味を有するからである。国際社会の意味内容については、ブル [2000] にもとづいて考えたい。周知のようにブルは、主権国家間の関係が伝統的リアリストの想定のような「アナーキー」ではないこと、そこでは価値観や目標がある程度共有され、一定の秩序とそれを担保する制度が存在することを主張した。ブルはまた、多様な非国家アクターが国際社会の構成主体となる可能性を「新中世主義」として示唆しながらも、現実に

は主権国家が構成主体として圧倒的に重要だと見なした。

近年の紛争勃発後のアフリカに対する国際的な関与、とりわけ紛争から平和へのプロセスへの関与は、国際社会の行動として捉えることができる。そこに関与する主体の間には、少なくとも建前のうえでは、暴力を抑制して平和を目指し、個別国家の領土的統一性を守るという目標が共有されている。それらは、ブルが挙げる国際社会の基本的目標とも重なる（ブル [2000: 18-21]）。ただし、ブルのいう国際社会とは異なって、そこで国際的な関与を行うのは主権国家だけではない。国際機関や NGO など、超国家主体、脱国家主体、非国家主体も含めて、外交、軍事、援助など多様な側面から平和の確立に向けたさまざまなアプローチが実践されている。

こうした国際的関与においては、ヨーロッパや北米に出自を有する主体や価値観の影響力が非常に強い。もちろん、そもそも現代世界を覆う地球大の国際社会は近代ヨーロッパ国際社会が拡大したものであり、そこでは欧米諸国や欧米出自の価値規範が重要な位置を占めるから、国際関係一般について欧米の影響力が強いとも言えよう。ただ、紛争勃発後のアフリカの和平プロセスにおいて、欧米出自の主体や価値観は、欧米以外のそれらに比べて影響力が強だけでなく、アフリカ諸国の内政に対する影響力の深さにおいて特筆すべきものがある。紛争から和平に向けた過程、すなわち新しい国づくりの過程が、欧米出自の主体や価値観に主導される形で進められているのである。

パリスは、近年における世界各地の平和構築活動の検討から、そこに通底するリベラル・デモクラシーの論理を指摘する（Paris [2004]）。彼は、1989～1999年に行われた14の平和構築活動（うち6例がアフリカ）を比較し、いずれの場合も「リベラル・デモクラシーの確立」が紛争処理の処方箋にされたと論じた。具体的には、可能な限り早期に自由市場を導入し、複数政党制にもとづく競争的な選挙を実施することが、いずれの国でも政策目標として掲げられた。ロック（John Locke）以来の系譜を引くリベラル・デモクラシーが平和構築政策の思想的基盤とされ、欧米先進国と同じ政治経済の制度の

導入が紛争を再発させない国づくりに資すると考えられたわけである。欧米を中心とする国際社会は、その周辺たるアフリカに対し、動員しうる資源や価値観の圧倒的な優位性を背景に、中心の政治経済的制度を植えつけることによって平和の確立を図っていると言えよう。アフリカ諸国は言うまでもなく国際社会の一部だが、今日の紛争処理の過程では、そこに対して欧米の制度や価値観の移植が組織的に実践されている。武力紛争の処理を通じて、政治経済的制度の標準化、欧米化が進行しているのである。

筆者はこの状況が悪いと主張したいのではない。ある国が別の国の国づくりを支援するとき、自国の制度を標準に考えるのは自然なことだし、欧米出自の制度的移植にそれなりに成功した日本のような例もある。ここで主張したいのは、欧米の制度や価値観の移植によってアフリカの紛争処理が行われている現状とその限界に自覚的であるべきだということである。国際社会の中心的な勢力が、紛争の解決や平和の確立という形で周辺に関与、介入する動きは、近年、とくに冷戦終結後に顕在化した。今日のアフリカにおいては、国際社会とアフリカ側との不均衡な権力関係のなかで、平和に向けたプロセスが進んでいると言えよう。

このように考えると、次の問いが浮かんでくる。なぜ、欧米を中心とする国際社会は、アフリカの武力紛争の解決に積極的に関与するようになったのだろうか。そして、その関与は現状においてどのように評価できるのだろうか。次節では、これらの問いについて考えたい。

第3節 関与の理由と課題

1. 道義的関心と現実主義的関心

国際社会はなぜアフリカの紛争に関与するのだろうか。国連についてはさしあたり、組織の目的だからという回答になろう。国連憲章によれば、国連

の基本的な目的は「国際の平和および安全を維持すること」である²³⁾。アフリカであれどこであれ、紛争が起こればそれに介入し、收拾に動くことは国連の組織目的に合致している。さらに、冷戦終結によって米ソ対立が解消した結果、国連における「国際の平和および安全の維持に関する主要な責任」を負う機関である安全保障理事会の機能が円滑化し²⁴⁾、地域紛争に対する国連の活発な介入を可能にした。

それでは、国際社会のそのほかの構成要素はどうか。アフリカの紛争に対する関与は、国連だけではない。地域機構や先進各国政府、また NGO も、近年アフリカの紛争問題に熱心に取り組むようになってきている。これはなぜだろうか。

アフリカの紛争にともなう非人道的な状況を道義的に放置できないという認識が広まったことは、重要な要因であろう。わずか3カ月足らずで50万人以上もの人々が虐殺されたルワンダ、内戦から深刻な飢饉が蔓延したソマリア、内戦により人口の1割が犠牲となり、残るほとんども難民や国内避難民として深刻な被害を受けたりベリアなど、アフリカの紛争が生んだ人道的悲劇は枚挙に暇がない。こうしたアフリカの人道的被害は、先進国のマスメディアを通じて広く報道され、大きな道義的関心を呼び起こした。先進国の NGO がアフリカ支援に活発に取り組む背景には、道義的な動機づけが強く作用していると言えよう。そして、先に述べた紛争ダイヤモンドへの取組みにおける NGO の役割に見られるように、道義的関心にもとづく NGO の活動は、その巨大な動員力を背景に、今日大きな政治的影響力を有している²⁵⁾。

ただし、アフリカの紛争に対する国際社会の関与の高まりを、すべて道義的な観点から説明できるわけではない。紛争（戦争）やそれにとまなう悲惨は、いつの時代にも存在した。道義的関心にしたところで、近年突如として高まったわけではない。また、リアリスト的な立場に立てば、戦争は国際秩序を維持するための制度のひとつであって、それを無理に抑止すべきでないという考え方にもなる（Luttwak [1999]）。事実、歴史上の戦争のほとんどは、決着がつくまで放置されてきた。にもかかわらず近年では、NGO だけ

でなく、先進各国政府やその援助機関も熱心にアフリカの——正確に言えば、世界各地の——紛争問題に取り組んでいる。

この理由として重要なのは、各国政府が、現実主義的な意味で、今日の紛争を放置できないと判断していることであろう。以下、いくつかの論点を挙げる。

第1に、市民社会の道義的関心に政府として配慮せざるをえないという国内要因がある。これについてクラズナーは、民主主義体制にある先進国の政治家にとって、他国の人道危機が「ノー・ウィン状況」(no win situation)をつくり出すと述べている。世界のどこかで人道危機が生じ、それがマスメディアを介して先進国国民の道義的関心を引きつけると、政治家は「介入すれば非難され、介入しなければまた非難される」状況に置かれる(Krasner [2004: 94])。この議論は、ソマリア(1993年)、ルワンダ(1994年)、ボスニア(1995年)、コソヴォ(1999年)といった人道危機とアメリカ政府の対応、そしてその後の世論の反応を念頭に置くとわかりやすい。外国で深刻な人道危機が発生すればどう対応しても政治的失点になりやすい以上、そうした危機が深刻化しないよう先進国が紛争解決のために介入するという説明である。これは、国内政治の力学からの対外政策の説明と言える。

第2に、今日の紛争が伝播しやすく、放置すれば地域的な混乱が拡大しかねないという要因がある。1990年代前半に、アフリカや旧ソ連で紛争が頻発したとき、紛争が国境を越えて伝播し、紛争が蔓延する不安定な地域がいくつか出現した(Weiner [1996])。旧ユーゴスラヴィア、旧ソ連の南西部、ソマリアを中心とするアフリカの角、コンゴ民主共和国を中心とする中部アフリカ、リベリアを中心とする西アフリカなどである。ブルは、戦争が国際秩序維持の制度のひとつだと述べる一方で、「主権国家からなる社会は、戦争を制限し封じ込めて、国際社会そのものが定めた規範の範囲内にそれを押しとどめる」とも指摘する(ブル [2000: 229])。既存の国際秩序に利益を見出す大国にとって、混乱と無秩序の増殖は抑制しなければならない。

また同様の要因を当該地域の国家の立場で見れば、紛争が自国に及ばない

よう、また国際社会の承認を受けつつ自国主導の地域秩序を確立するという意図のもとに、近隣諸国の紛争解決に介入する行動が取られることになる。リベリアやシエラレオネに対するナイジェリアを核とした ECOWAS の軍事介入や、コンゴ民主共和国やブルンディに対する南アの和平仲介活動は、こうした観点から説明できよう。

第3に、今日の紛争——とりわけアフリカの紛争——が国家の「破綻」現象に端を発するものであり、そうした状況が先進国自身の安全保障に深刻な影響をもたらすという認識が強まったことが重要である。この点について次項で詳述しよう。

2. 国家の「破綻」

国家の「破綻」について、ここでは、ある国家が住民の保護など公共財の提供をはじめとした基本的な機能を果たさず、国民から正当なものと思われないために、混乱と紛争が蔓延する状態を念頭に置いている²⁶⁾。そうした状況にあっては、先進国に敵意を持つテロリストの拠点となる、大量破壊兵器が取引される、麻薬生産が活発化するといった事態が懸念される。かかる事態を防止するために、先進国側が介入せざるをえないという認識が広がりつつある²⁷⁾。

こうした認識は従来から存在したが²⁸⁾、政府レベルでそれが支配的であったわけではない。大量破壊兵器不拡散体制構築への努力も、テロリズムへの対策も、冷戦終結以前からなされている。しかし、その場合は、特定の国家が大量破壊兵器を獲得したり、テロを支援したりすることが想定されており、国家の「破綻」と関連づけて対策が講じられたわけではなかった。冷戦終結後に平和構築の動きが活発化したときも、介入する側の安全保障と結びつけるのではなく、むしろ「リベラルな国際主義」という文脈で説明された(Paris [1997])。カントの思想を継承しつつ、リベラルな立憲秩序の移植によって国内権力の正統性を高め、紛争を収束させようという考え方である。

1990年代、アメリカ政府がソマリアや旧ユーゴスラヴィアに軍事介入を実施した際も、国家の「破綻」に対する危機意識というより、人権・人道上の問題や同盟国へのクレディビリティといった論点が強調された²⁹⁾。

いうまでもなく、冷戦終結後に国連が介入主義的行動を強めた背景としてアメリカの影響力が大きい(納家 [1992])、1990年代においてアメリカの介入行動は体系的に自国の安全保障と結びつけられてはおらず、行動にも大きなおそれが見られた。たとえば、ソマリアへの介入は上述した国内世論に押されての行動であり、安全保障にかかわる現実主義的要請に裏打ちされたものではなかった。だからこそ、十数名の犠牲者が出た段階で、アメリカは即座に撤退へと舵を切ったのである。この事件を直接的な契機として、アメリカは重大な戦略的利害がない地域の紛争への介入に対して極端に消極的となり、結果として、ルワンダにおける国連の行動が著しく制約されたことは周知の事実である(川端・持田 [1997: 第3章])。超大国アメリカの行動のおそれは、国連の行動に直接反映した。

2001年9月11日の同時多発テロ事件は、アメリカの認識を大きく変えた。トランスナショナルな急進派勢力アル・カイダが、内戦の続くアフガニスタンを拠点としつつアメリカ本土への攻撃を実行した事実は、発展途上国の紛争や「破綻」した国家が自国の安全保障にとって深刻な脅威となりうることを衝撃的な形で示したのである。さらに、その後のイラクの経験によって、敵対的な政権を軍事的に転覆させることよりも、その後にアメリカの安全保障にとって脅威にならない国家を建設することの方がずっと困難であることが明らかになった。

ここでは、国家の「破綻」やその後の平和構築が2つの現実主義的関心から注目を浴びたことになる。第1に、特定地域で紛争と混乱が続くこと自体がアメリカの安全保障にとって脅威になるため、そこでの紛争を解決しなければならないという関心。第2に、一時的な対応だけでなく長期的観点から平和の定着と国家建設が必要だとの認識である。こうした関心は、紛争勃発後の関与や紛争予防に関する議論を顕著に活発化させた。アメリカ政府は

9.11事件の1年後に発表された国家安全保障戦略において、地域紛争の緩和やアフリカの「脆弱国家」(fragile states)を強化する必要性を論じている(United States of America [2002])。近年北米の研究者の多くは、発展途上国における国家の「破綻」や平和構築について、もっぱら自国の安全保障に引き寄せて語るようになってきている³⁰⁾。

こうした認識変化はアメリカだけにとどまらない。2003年に発表されたEUの安全保障戦略においても、地域紛争や「国家の失敗」(State Failure)は、テロリズムや大量破壊兵器拡散とならぶ主要な脅威として言及されている(European Union [2003])。2004年の国連ハイレベルパネル報告書では、当面の国際的脅威として6つの問題群(貧困等社会経済的な脅威、国家間紛争、国内紛争、大量破壊兵器、テロリズム、組織犯罪)が挙げられており、テロリズムを抑止するための措置として「国家の崩壊」(State Collapse)を阻止することが必要との認識が示されている(UN [2004a: para. 148])。先進国政府の認識変化を反映し、開発援助コミュニティにおいてもこの問題への関心が高まっていることは、紛争後の制度構築に関連して先に述べた通りである。

このように考えると、近年の紛争に対する積極的な関与は、欧米を中心とする国際社会が、「破綻」した国家をよりまっとうな国家へと改造するための行動と解釈できる。それは人道主義にもとづくと同時に、自国の安全保障に対する不安材料の除去という意味で、現実主義的な動機にもとづいている。アフリカの内戦に周辺国が軍事介入をするとき、自国の安全保障の確保が重要な動機となっていることを先に述べたが、同じ論理は国際社会によるアフリカの平和に向けた関与のなかにも見出すことができる。コンゴ民主共和国のような「破綻」国家を前にして、欧米先進国は和平に向けた関与を強化し、周辺アフリカ諸国は自国の安全保障のために軍事介入を行った³¹⁾。前者は平和活動と呼ばれ、後者は時に侵略と呼ばれるが、「破綻」国家が及ぼす弊害から自国を防衛するための行動という論理においては共通しているのである。

この点は、国際社会の紛争解決に向けた関与が選別的であることを一定程

度説明する。明らかに「破綻」した国家であるソマリアを、国際社会は十数年にわたって事実上放置している。この背景には、ソマリアへの介入が、とくにアメリカにとって1993年に経験した失敗のために政治的に難しいという理由があろう。ただし、それに加えて、現状の混乱が国際秩序にとって明確な脅威になっていないという（とくにアメリカの）認識があると思われる。換言すれば、関与のコストとベネフィットを対比して、前者が後者より高いとの判断である。したがって、ソマリアに対しては、アル・カイダとの関係が疑われるイスラム法廷連合（Union of Islamic Courts: UIC）が政権を握りそうになるとその掃討作戦を実行する程度の——すなわち、国際秩序にとって危険性があると考えられる場合にのみ対応する程度の——関与にとどめている³²。2003年のリベリアに対するアメリカの支援が、結局基本的に兵站支援にとどまったことも同様の理由であろう。逆に、アメリカがコンゴ民主共和国の和平プロセスに積極的に関与するのは、紛争が周辺国に与える悪影響と鉱物資源などを通じて得られる利益がともに大きく、関与のコストに見合うと判断しているからと考えることができる。

3. 国際的な関与をめぐる課題

冷戦終結以降の国際社会は、市民社会を中心とした道義的な関心と、先進国政府を中心とした現実主義的な関心との混交と相乗効果のなかで、アフリカの紛争から平和への移行過程に深く関与するようになった。その結果はどのように評価できるだろうか。深刻な紛争が頻発した1990年代前半に比べ、近年のアフリカでは、紛争の発生件数だけを見れば低下している。その背景に国際社会の関与の強化があることは、おそらく間違いない。

ただし、そうした関与の成果を手放しで礼賛できるわけではない。アフリカにおける紛争から平和への過程は、今日なお多くの問題を孕んでいる。具体的にどのような施策が講じられ、いかなる問題が立ち現れているのかは、本書の各章に詳述されている。ここでは、2つのマクロな論点を指摘したい。

第1に、リベラル・デモクラシーに思想的基盤を置く諸制度の移植という問題である。パリスが検討した14の平和構築事例は、芳しい結果ばかりを示しているわけではない。紛争後の過程においては、自由市場経済の導入と競争的選挙の実施が共通の至上命題とされたが、そうした政策が混乱を深め、紛争再発に導いた事例もあった。たとえば1992年のアンゴラや1994年のルワンダでは、選挙実施や多党制導入が政治の不安定化を促し、結果として内戦再発につながった。パリスは、こうした経験から導かれる教訓として、自由化政策の実施前に制度を定着させる必要性を強調している (Paris [2004: 7])。

一般論としてはその通りであろう。しかし、制度の定着もまた簡単ではない。大きな武力紛争を長年経験せず、比較的スムーズに民主化したはずのケニアが、大統領選挙をめぐる2007年末から2008年初頭に経験した混乱は、民主主義制度の定着には相当の時間が必要だし、そもそも制度が定着したかどうかの判断も難しいことを改めて我々の前に示した。外来の(ヨーロッパ出自の)制度とアフリカ諸国の現実との距離は簡単に埋められるものではなく、移植は常に軋轢を生む。紛争から和平への道程も、長期にわたって紆余曲折を経ることを当然と考えるべきだろう⁶³。

第2に、主権国家の国内紛争への関与に由来する問題である。欧米を中心とする国際社会は、アフリカ諸国に比べて圧倒的な資源動員力を有している。しかし、だからといって、国際社会が思うままに紛争から和平へのプロセスに関与できるわけではない。近年、国内紛争の国際的影響が強調され、その論理のなかで国際社会の介入が実施されているが、国内紛争が起こっている国の政権から見れば、それは明らかに内政問題であり、国際社会の関与には政権の同意が必要だということになる。事実、紛争当事国政権の意向は、国際社会の介入行動に強い影響力を有する。

コンゴ民主共和国の第2次内戦に対する国際的な和平工作は、ローラン＝デジレ・カビラ (Laurent-Désiré Kabila) の存命中はほとんど進まなかった。国連や欧米諸国とL-D・カビラ政権との関係が悪く、紛争調停に向けた前者の取組みに後者が抵抗したためである (本書第3章)。スーダン (ダルフル

紛争)やコートディヴォワールでも、政権側の抵抗から和平への取組みが大きく遅れた(本書第1, 第2章)。国際社会の周辺に位置するとは言え、アフリカ諸国も主権国家体系を構成する一員である。紛争から和平への過程に国際社会が関与するにあたっては、当然ながら、内政不干渉という主権国家体系の基本原則との齟齬が顕在化することになる。

これに対する不満から、一部の論者は国家主権の制限を唱えている。主権を制限すれば、介入が容易になるためだ。しかし、ブルが国際社会の基本的目標のひとつとして主権国家体系の維持を挙げたように、この制度に大幅な変更を加えることは当面考えにくい³⁴。ソマリアで無政府状態が続くなか、北部ソマリランドで一定の安定的統治が実現されても、それを承認する国は現れていない(遠藤 [2007])。

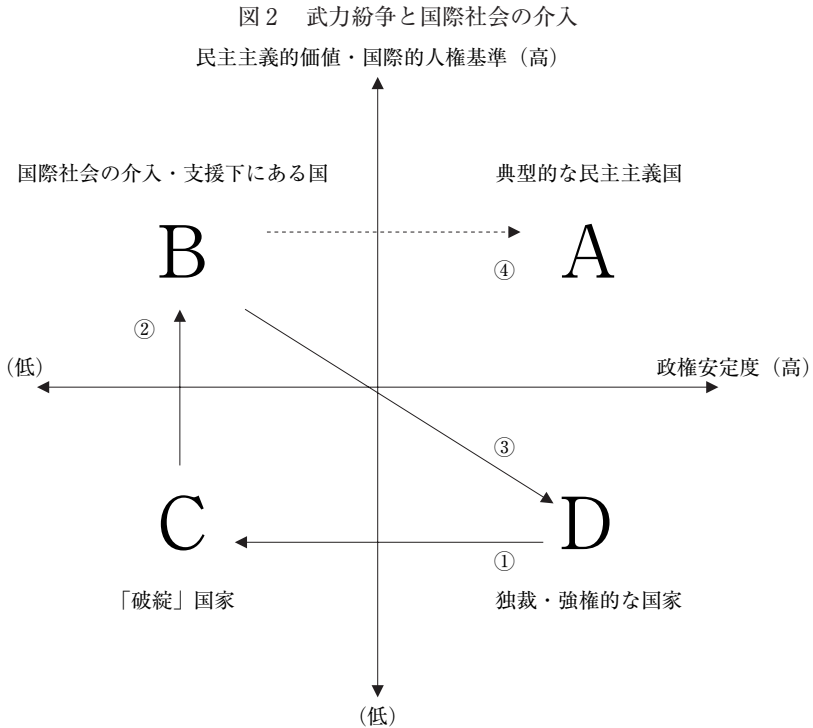
ここから、アフリカの紛争と国際社会の関与にかかわるアポリア(難題)を指摘できる。それは、国家主権をめぐるアポリアとでも言うべきものである。今日のアフリカの紛争は、主権国家体系の性格に由来するところがある。主権国家が世界を覆い、戦争が違法化されて、外国の侵略によって国家が滅亡する危機が去ったとき、アフリカを始めとする新興国において国家の「破綻」という問題が生まれてきた。国際社会は紛争解決に向けて膨大な資源を傾注しているが、その一方で現状の主権国家体系を維持しようとしている。国家の「破綻」が主権国家体系のもとで構造的に再生産されているなら、結局国際社会の努力は、アフリカの紛争国の状況を戦争と平和の間の曖昧な領域に宙吊りにするだけの効果しか持たないのかもしれない。

具体的な問題として挙げられるのは、国家主権の担い手である政権側勢力と国際社会との微妙な関係である。主権国家を尊重する以上、国際的な支援は原則として政権側に向けられる。しかし、それらの国では、そもそも政府の行動に問題があるために内戦が勃発した経緯があり、国際的な支援は常にそうした政府によって操作される可能性がある。そして、国際社会が問題のある政府の行動を是正しようと介入を深めるほど、その政府の行動にコミットし、結果的にそれを承認することになりかねない。コンゴ民主共和国では、

人権尊重を強調してきたはずの国際社会が戦争犯罪人の軍幹部への登用を黙認し（本書第3章）、国際社会が現職大統領を支援しているとの不満から排外主義を唱える野党候補が現れた（武内 [2007]）。

国際社会と政権側勢力との関係について、図式的に考えてみよう。図2において、アフリカ諸国の政治のあり方を2つの軸を用いて分類する。ここで、X軸は政権の安定度、Y軸は民主主義的価値や国際的な人権基準の達成度（さしあたり、政治的自由度と捉えてよい）を示しており、4つの象限はそれぞれ、政治的自由度も政権の安定度も高い（A）、政治的自由度は高いが政権の安定度は低い（B）、政治的自由度も政権の安定度も低い（C）、政治的自由度は低いが政権の安定度は高い（D）、という政治のあり方を示している。政治のあり方を政治体制と読みかえるなら、Aは先進国型の民主主義国、Dは独裁・強権的な国家、Cは「破綻」国家と考えられる。いずれも主権を有する国家であり、アフリカ諸国の政権の担い手は、そうした国家を形式的にせよ代表する。

独裁・強権的な国家は、表面的には安定していても紛争を招きやすい。筆者が以前、「ポストコロニアル家産制国家」という概念を用いて1990年代のアフリカにおける紛争の多発を説明したように（武内 [2003, 2005]）、国際環境の変化などのショックによって紛争に陥りやすいからである。それはDからCへの動きとして表される（①）。国家が「破綻」して紛争状態になると、和平交渉の仲介や平和維持軍の派遣など、国際社会の関与が求められる。当該国の政権は自力で紛争を收拾できないため、国際社会の規範を受け入れ、その代わりに外部資源の獲得を図るのである。こうして結ばれる和平合意には、国際社会の意向が強く反映される。和平合意が結ばれ、権力分掌（power sharing）³³が実施されて、移行期が開始される。移行期における政治的安定性は脆弱だが、国際社会の監視のもとで、その価値規範に則った制度が移植されるから、高い政治的自由度が保証される。これは、CからBへの動きである（②）。しかし、和平プロセスが進展し、とりわけ移行期が終了すると、当該国の政権が強権化する傾向が見られる。政権は国際社会の助力がなくと



(出所) 筆者作成。

も実効的統治が可能となり、国際社会の指導や監督を嫌がるようになる。冷戦集結以降のアフリカには依然として家産制的な性格を残存させた国家が多い(武内 [2005])。具体的な例としては、コンゴ民主共和国で政権運営の強権化が指摘されている⁹⁹⁾。これは、BからDへの動きである(③)。国際社会が紛争国に関与するのはBからAへの動き(④)を支援するためだが、現実にはその動きはそれほど簡単に進まない。成功例として称揚されるモザンビークでさえ、本書第9章で見ると、政権運営に多くの問題を孕んでいる。国際社会による和平プロセスへの支援が、主権国家の政権を担う勢力の支援につながり、結果として政権がAではなくDに向かって移行するなら、C→B→D→Cという悪循環に陥ることも十分想定しうる。

アフリカの紛争に対する国際社会の関与に悲観的な見通しを述べ、その中止を主張することが、ここでの目的ではない。それを取り巻く難題を確認するために、上のような議論をしたにすぎない。国際社会としては、自らの関与が孕むアポリアを認識し、長期的なコミットメントの覚悟を持ってこの問題に取り組む必要がある。同時に、各国、各地域の歴史的特質を踏まえた関与のあり方を検討することなど、本書の各論から浮かび上がる論点に配慮した政策実践が求められよう。

第4節 各章の紹介

本書は、この序章と9本の論考から構成される。9本の各論考はそれぞれ、紛争勃発後のアフリカにおいて平和を確立するためにどのような策が講じられたか、そして現実はどうのように展開したのかという問題意識を基本に置いて執筆されている。各論考は、3つのパートにくくられる。

第I部「紛争勃発後の和平プロセス」は、和平プロセス全体を視野に入れて、国際社会の役割やアフリカ側の対応について考察した論考を配置した。第1章（篠田英朗）は、スーダンにおける国際平和活動の展開を検討する。周知のようにスーダンは南部と西部を中心に深刻な紛争を抱えており、国際社会は和平交渉や国連PKOの派遣などを通じて平和構築に深くコミットしてきた。1万人を超える規模の国連PKOが国内に2つ展開している国は、全世界でスーダンだけである。国際平和活動の評価にあたり、本論文は国家の形成過程に立ち戻って考察を進める。スーダンの平和構築においては、いかにひとつの国家をつくり直していくかが課題として問われているからである。同じ国民を構成する諸民族の間に厳然として存在してきた支配・従属や差別・被差別の関係をどのように乗り越え、新たな国家の枠組みを形成するのか、そこに向けたスーダン人自身の努力をいかに支援していくのかといった、国際平和活動の技術論に解消できない論点がスーダンの平和構築におい

でもっとも重要になることを本章は示している。

第2章（佐藤章）は、コートディヴォワールを事例として、国際社会が描く和平プロセスと現地勢力の思惑の齟齬を描く。2002年にコートディヴォワールで内戦が勃発すると、フランスを中心とした国際的な介入が迅速に実施され、和平合意が成立した。しかし、その後、バボ（Laurent Gbagbo）政権はさまざまな手段を用いて和平合意の履行を妨害する。興味深いのは、バボが憲法を盾にとって和平合意の履行を拒んだ事実である。内戦の和平合意は非常時における超法規的措置であり、そもそも憲法という国家の最高規範が機能しないという前提で成立するものである。今日アフリカで紛争が勃発すると、国際社会が即座に和平に向けた介入を実施するが、そうした和平プロセスにアフリカ側の政治勢力が唯々諾々と乗るわけではない。彼らは国際社会との非対称的な権力関係のなかに置かれつつも、自らの利益を最大化するために行動する。コートディヴォワールの和平プロセスには、そのせめぎ合いが映し出されている。

第3章（武内進一）は、スーダンと並んで大規模かつ複雑な平和活動が開かれたコンゴ民主共和国の事例を扱う。ここでも、移行プロセスを主導したのは国際社会であった。停戦協定や和平合意の仲介から大規模な国連PKOや多国籍軍の派遣に至る、国際社会の深いコミットメントを経て、コンゴ民主共和国は内戦から平時への移行を終えた。しかしながら、選挙実施後もなお東部では紛争が止まず、軍統合とDDRは危機に瀕し、内戦の引き金となったルワンダ系住民の問題は依然として解決されていない。移行プロセスにおいては、国際社会が動員した大規模な人的、物的資源が平和活動に投入され、治安維持や選挙実施などで有効な役割を果たした。しかし、ルワンダ系住民をめぐる国民統合の問題を解決するためには、従来とは異なるアプローチが必要であることを本章は指摘する。スーダンの場合と同様、いかなる国をつくるのか、誰が国民となるのか、という国家の存立にかかわる根本的な問題がここでも問われている。

第4章（山根達郎）は、1990年代以降リベリアで起こった2つの内戦を事

例として、DDR という視座から国際社会の和平プロセスへの関与を論じている。DDR は、一連のオペレーションとしては1990年代後半に一般化したものであるが、和平合意の脆弱性への対応という背景を持ちながら、移行期中核的事業である軍の統合や、国民和解にかかわる元戦闘員の社会的再統合など、和平プロセス全般にかかわる重要な事業である。山根は、DDR 研究者の立場から、複数の紛争事例を比較対照し、世界で唯一2度にわたるDDR 事業が実施・完了したりベリアの経験を意味づけていく。本章がクリアに論じているのは、DDR が自己完結的な事業ではなく政治過程に従属しており、事業の評価においてはその点を考慮せざるをえないという事実である。第1次内戦後に実施されたDDR は、その後時間をおかずに第2次内戦が勃発したことを考えれば「失敗」との評価が一般的かもしれない。しかし、内戦が起こらずテイラーによる支配が続くことが「成功」だったとも言いきれない。論考は、第1次内戦後の和平プロセスに対する国際社会の関与が低かったという重要な指摘をしているが、ここに内戦再発とテイラーの放逐を見込んだ国際社会の意図を読み込むことも可能であろう。いずれにしても、第4章は、平和構築を論じる際に、DDR、選挙、ガバナンスといった個々のパーツごとに捉えるのではなく、全体の政治過程のなかにそれらを位置づけて評価することの重要性を示している。

第Ⅱ部「紛争後の制度構築を考える」には、紛争を経験した諸国が再発を防ぐためにどのような制度をつくるのかという観点から執筆された、2つの論考を配置した。第5章（峯陽一）は、ウガンダと南アを比較しつつ、紛争後の政治制度設計について考察している。紛争が軍事的に決着したにせよ、交渉で終結したにせよ、いかなる統治体制にもとづいて政治を運営するのかを議論することは避けられない。民主主義体制が標準化された冷戦後の今日、これは、紛争後の「緊急避難措置」として、選挙を実施して民主化するまでの期間にどのような政治体制を選択するのかという問題と言える。南アの専門家であり、アフリカ政治一般にも造詣が深い峯は、ウガンダと南アという一見意外な組み合わせから、この問いにアプローチする。内戦後のウガンダに

樹立された「無党制民主主義」を設計者ムセヴェニの思想に遡って分析する作業を通じて、それが単なる一党制の焼直しではなく実質的な民主主義の要素を備えていたこと、その意味で南アのポスト・アパルトヘイト体制と同様に包括性に配慮した政治体制であったこと、さらに2つの体制は国民の一部を排除する点でも性格を共有していたことが示される。ウガンダと南アの「包括的政治体制」はいずれも、国際社会の影響下で導入されたというより、自らのイニシアティブで構築されたものである。本章は、アフリカ諸国の自律的な対応の分析を通じて、今日の国際社会の平和構築政策を逆照射する。

なお、ウガンダは、2006年に「無党制民主主義」から通常の複数政党制へと移行した。政治制度としては国際社会の要求する基準に適合するようになったが、国内的には以前よりも不満が高まっている。その問題の所在を示すために、ウガンダの著名な知識人マムダニの公開書簡を第5章の付録として所収した。第5章と付録の書簡を併せ読むことで、ウガンダの「無党制民主主義」の正統性がどこにあったのか、また国際基準に合致する政治制度を導入したにもかかわらず国内的に正統性を失いつつあるのはなぜなのかが明瞭に浮かび上がるであろう。

第6章（落合雄彦）は、内戦後シエラレオネの地方自治制度改革に焦点を当て、その歴史的起源と今日的意味を考察し、将来に向けた展望を示している。1990年代に凄惨な紛争が展開したシエラレオネでは、地方におけるチーフの恣意的な支配が若者の不満を醸成し、反政府武装勢力の形成につながったと一般に指摘されている。そのためもあって、紛争後の現在、先進国の援助機関は、熱心にシエラレオネ政府の地方自治制度改革を支援している。本章はシエラレオネの地方行政制度を植民地期に遡って丹念に跡づけ、そこでのチーフの役割とその変化を浮き彫りにする。そのうえで、チーフの役割をめぐって研究者の間で戦わされた論争に着目する。地方に住む住民にとって、チーフは恣意的な抑圧者なのか、それとも頼れる保護者なのか。現在、国際社会の主導で実施されている地方自治制度改革はリベラルな思想を前提としているが、そこに陥穽はないのか。落合は、未だほとんど手つかずのチーフ

ダム改革が近い将来具体化することを展望しつつ、単純な二元論に陥ることなくチーフの役割を理解する重要性を強調している。

第Ⅲ部「正義と和解の現実」に配置された論考は、国民和解をめぐる問題にかかわる。国内紛争で傷ついた過去をいかに克服するかという国民和解の課題は、どのような施策を通じて取り組まれ、その現実はいかなるものなのだろうか。この問いに対して、3つの論考が現状を報告する。

最初の2つの論考は、移行期正義 (transitional justice) にかかわるものである。本書は移行期正義について、大規模な人権侵害を被った社会が、説明責任を確保し、正義を確立し、和解を達成することを目的として、過去の傷に対処しようとする試みを包括的に意味するものと捉える。この定義は、国連のそれに沿ったものである (UN [2004b: para. 8])。こうした定義に対しては、包括的すぎて意味が曖昧になるとの批判があるが、本書では上記の定義に沿った立場を取りつつ、具体的に分析する移行期正義の事例として司法にかかわる問題を選択した。

第7章 (望月康恵) ではルワンダ国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR) とシエラレオネ特別法廷 (Special Court for Sierra Leone: SCSL)、そして第8章 (武内進一) ではルワンダのガチャチャ (Gacaca) について分析する。

ICTR と SCSL は国際社会によって設置され、内戦のなかで遂行された戦争犯罪、人道に反する罪、ジェノサイド罪など国際法で規定された犯罪行為を裁く。第7章では、これら2つの裁判所の活動が国際社会による「司法介入」として捉えられ、分析の俎上に載せられる。司法介入は、過去の犯罪の責任を明確にし、和解の前提をつくり出すという意味で、和平プロセスで重要な役割を果たしうる。しかし、それは国際社会と現地国、現地社会との間の摩擦や軋轢が噴出する場でもある。国際的な裁判所は国際政治と国内政治の境界線上に位置し、2つのポリティクスがせめぎ合うからである。望月は、2つの事例にもとづいて、司法介入の意義と課題を冷静な筆致で整理している。

第8章では、アフリカ側のイニシアティブで行われた移行期正義として、ルワンダのガチャチャを分析する。もっとも、ルワンダ側のイニシアティブで実施されたとは言え、ガチャチャに国際社会の承認と支援があったことは確認しておかねばならない。ガチャチャとは、1994年に起こった大虐殺の責任者を裁くための制度である。伝統的な調停制度にもとづいているものの、虐殺実行犯の裁判のために利用されるに際して、自白による罪状の大幅な軽減措置や公益労働による刑の執行が導入されるなど、顕著に再編された。現地調査を踏まえて、農村社会でガチャチャがどのように受け止められているかを考察した本章の分析から、ガチャチャが事実上「勝者の裁き」としての性格を有すること、人びとはそれを国家の事業として認識していることが明らかにされる。農村社会の人びとは複雑な感情のなかでガチャチャを捉えているが、現在のところ大きな不満は表出していない。ただし、人びとのガチャチャへの評価は政権に対する評価と連動しており、将来的に政権が不安定化することがあれば、ガチャチャへの不満が湧き上がる可能性が強い。

最後の第9章（船田クラセン・さやか）では、内戦終結から15年以上経たモザンビークの現状がローカルな視点から分析される。1992年に和平合意が結ばれて以来、モザンビークでは紛争が再発せず、経済復興も順調に進んでいる。民主化のメルクマールとされる競争的な選挙も、すでに3回実施された。一般的にいえば、モザンビークは平和構築の成功例として捉えられるだろう。しかし、紛争終結直後からこの国を観察し続けてきた船田クラセンは、農村社会に密着した調査にもとづいて、依然として生々しく残る内戦の傷跡を描き出す。とくに重要なのは、二大政党間で争われる選挙を通じて紛争後社会の亀裂が先鋭化しつつあるという指摘である。この事実は調査地の特殊事例ではなく、モザンビーク北部にかなりの程度敷衍しうる。国際社会から平和構築の成功の指標と見なされる選挙が、ローカルな社会の亀裂を深める方向に作用するという状況は、アイロニーでは済まされない深刻な問題を提起する。本章は紛争後社会における国民和解の現実を余すところなく示すが、それこそが「戦争と平和の間」の複雑さであり、曖昧さなのである。

本書の各論考が考察の対象とする、紛争勃発後の和平に向けた過程は、国際政治と国内政治の接点に位置し、欧米諸国を中心とする国際秩序、アフリカ域内の地域秩序、そして国内秩序がせめぎ合う場としての意味を持つ。このテーマは、実践的に重要であるばかりでなく、国際政治学、国際法学、比較政治学、地域研究など多様な学問領域の境界線上に位置し、学術的な観点からもきわめてチャレンジングである。日本ではこの領域に関する体系だった研究はそれほど多くないが、本書がささやかなりともその発展に貢献することを執筆者一同望んでいる。

[注] _____

- (1) これは、アフリカだけの状況ではない。冷戦後に世界各地で勃発した武力紛争が収束傾向にあることは、Human Security Centre [2005] も指摘するところである。また、コソヴォや東チモールの例でも明らかのように、紛争後の平和は総じて脆弱であり、国際社会に深く依存している。現代の武力紛争について考える際、アフリカの事例は重要な参照枠を提供するが、紛争の収束という近年の現象を考えるうえでも同様である。
- (2) 冷戦終結以降に国家権力をめぐり内戦が勃発したアフリカ諸国として、筆者はアンゴラ、エチオピア、ギニアビサウ、コートディヴォワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ソマリア、チャド、中央アフリカ、ブルンディ、モザンビーク、リベリア、ルワンダの14カ国を考えている。この点に関する詳しい議論は武内 [2005] を参照。
- (3) ただし、そのように定義したところで、常に客観的な分類が可能であるとは言えない。たとえば、1995年のリベリアは、テイラー率いるNPFLの軍事的優勢のもとで和平協定が結ばれたのであって、交渉によって終結したのではないと考えられるかもしれない。ここでは、完全に客観的な分類ではないことを認めたくえて、便宜的に類型化を試みる。
- (4) ここでは、アンゴラのようにひとつの連続した紛争に複数のオペレーションがなされた場合も1事例と数える一方、MINURCATのように複数国にまたがる場合はそれぞれの国で1事例として勘定している。
- (5) 1994年4月にルワンダで虐殺が勃発するが、国連PKO (UNAMIR) は事実上撤退し、殺戮は野放しにされた。UNAMIR 増派の安保理決議918 (1994年5月17日付) が採択されたものの、それに応じて部隊を提供する国は現れなか

った。これに対してフランスは、ルワンダ国内の避難民を対象とする人道的安全地帯を確立するために、多国籍軍の派遣を提唱した。これが「トルコ石作戦」である。ただし、フランスはジェノサイドに責任を有するハビヤリマナ (Juvénal Habyarimana) 政権と密接な関係を持っていたため、内戦の当事者である「ルワンダ愛国戦線」(Rwandan Patriotic Front: RPF) はこの提案に猛反発した。フランスの提案は安保理で承認されたが、フランスがルワンダ内戦に介入し、すでに敗色の濃い旧政権派の国外逃亡を助けるためにこの作戦を利用したとの疑念は払拭されなかった。「トルコ石作戦」に関する研究は数多いが、たとえば Prunier [1995] 参照。

- (6) MISAB 設立の背景につき簡単に説明しておく。中央アフリカでは、1996年、首都バンギで兵士の反乱が頻発し、治安が極度に悪化した。これに対してバンギに軍事基地を有する旧宗主国フランスは、同年11月に兵士を増派して治安回復に努めたものの、反乱軍に自国兵士を殺害された事件をきっかけに、1997年1月5日には反乱部隊と軍事的衝突を起こした。この事件に対して、フランス本国では、腐敗したパタセ政権を派兵によって支えているとの批判が噴出し、加えて「トルコ石作戦」の苦い経験もあって、政権から距離を置くべきだとの意見が強まった。このとき、マリのトゥーレ (Amadou Toumani Touré) 将軍 (現大統領) が政府と反乱軍との仲介に立ち、フランス語圏アフリカ諸国主導で治安維持軍を展開することが合意された。これが MISAB である。MISAB は450人の規模で1997年2月に展開を開始し、翌年国連平和維持部隊 (MINURCA) に引き継がれた。
- (7) ECOWAS はギニアビサウに対しても派兵したが、その規模は600人程度で作戦としては失敗であった。
- (8) EUFOR は、国連平和維持部隊「中央アフリカ・チャド国連ミッション」(MINURCAT) と共同で国連憲章第七章下に行動することが、安保理決議1778 (2007年9月25日付) で認められている。
- (9) AMIS は2004年5月に停戦監視を目的として設立された。その後、次第に要員とマンデートが拡大し、2007年1月現在約6000人の軍事要員と約1500人の文民警察官が派遣されていた。AMISOM は2007年3月に、ソマリア暫定政権の保護などを目的として、首都モガディシオに派遣された。8000人規模の兵力となることが予定されていたが、当初はウガンダが1500人の派兵に応じただけで、2007年末になってようやくブルンディ軍1700人が加わった。また、派遣直後から武装勢力 (とくに、「イスラム法廷連合」) の標的となって激しい攻撃に曝されており、活動は困難に直面している。
- (10) ただし、アフリカ諸国のなかでも、南アがブルンディに対して行った単独派兵は平和構築上の作戦としての性格が強い。南アは、とくに1999年12月にマンデラ元大統領が和平交渉仲介者に任命されて以降、ブルンディの和平

プロセスに深く関与した。2001年には治安維持を目的として単独で派兵し、AMIBのなかでも南ア軍は中核的な位置を占めた。2003年に政府と最大武装勢力との間に和平合意が成立したことを受けて、南ア外相が国連で演説し、PKO派遣を促した。南アの単独派兵は、ここでの区分を用いれば、「欧米型」であったと言えよう。

- (11) ただし、周知のように、米軍即応部隊（Quick Reaction Force）が現地武装勢力と衝突して十数名の犠牲者を出し、クリントン政権に急激な政策変更（部隊の撤退）を決断させた結果、所期の目的は達成できなかった。
- (12) この意味で、2003年のEUによるコンゴ民主共和国への多国籍軍派遣（アルテミス作戦）と共通性が強い。また、同年のアメリカによるリベリアへの派兵（兵站支援中心）も同様である。
- (13) 中央アフリカやチャドでMISABやEUFORなど多国間組織による治安安定化の取組みが目立つのも、国際的な正当性を高めるためには多国間組織が望ましいとの判断がフランスにあるのだろう。MINURCATと共同作戦をとるためにチャド、中央アフリカに派遣されるEUFORも、3700人の要員のうちフランスが2100人を提供することになっており、実体面ではフランス主導である（*Le Monde*, 2008年1月30日）。なお、チャドでは、2008年1月末に反乱軍が首都ンジャメナに迫る事態に至った。この間フランスは一貫してデビイ（Idriss Déby）政権を支援してきたが、この危機的状況にあっても、サルコジ大統領は安保理の承認なくしてフランス単独では紛争に介入しないとの態度を貫いた（*Le Monde*, 2008年2月8日）。結局、2月4日に反乱軍の行動を非難する安保理議長声明（S/PRST/2008/3）が発せられ、フランスの介入を国連として承認する措置が取られた。フランスは1986年以来チャドに派兵しており（*Africa Confidential*, 2008年3月28日）、かつては国連の対応など考慮せずに軍事介入を実施してきたのと比べれば、大きな違いである。フランスは、従来自国の「裏庭」と見なしてきた地域においても、軍事介入の正当性を世界に示すために腐心するようになったのである。
- (14) ナミビアの独立直前に派遣されたUNTAG（United Nations Transition Assistance Group, 1989年4月～1990年3月）は暫定統治機構と言えるが、通常の意味での紛争後オペレーションではない。また、その規模は最大時でも8000人弱と、それほど大きくなかった。
- (15) 一例として、国連開発計画〔2005〕を参照。
- (16) 世銀の紛争研究については、<http://econ.worldbank.org/external/default/main?menuPK=477971&pagePK=64168176&piPK=64168140&theSitePK=477960>を、LICUSについては、<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJ-ECTS/STRATEGIES/EXTLICUS/0,,menuPK:511784~pagePK:64171540~piPK:64171528~theSitePK:511778,00.html>を参照。

- (17) 「パリ宣言」については、<http://www.aidharmonisation.org/> を参照。
- (18) 紛争時の犯罪とは言えないが、チャドの大統領を務めたハブレの在任中（1982～1990年）の人権侵害をめぐって、ベルギーが亡命先のセネガルに引渡しを求め、後者がそれを拒否して自国で裁判を行う旨表明した事件も一連の流れに位置づけられる。
- (19) この文脈でしばしば、「不処罰の文化／雰囲気」（culture / atmosphere of impunity）を根絶する、という言い方が用いられる。一例として、ブルンディの真実委員会と特別法廷設置を求める安保理決議1606（2005年6月20日付）を参照。
- (20) こうした考え方を採る先行研究としてたとえば Isturiz [2005]。
- (21) 停戦協定や和平合意が実効性を持たなかった事実に関して、リベリアについては真島 [1998]、コートディヴォワールについては佐藤 [2007] および本書第2章、コンゴ民主共和国については本書第3章を参照。
- (22) たとえば UN [2000: para. 20]。
- (23) 国連憲章第1条第1項が定める国連の目的は次の通り。「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従つて実現すること」（大沼・藤田編 [2001: 14]）。
- (24) 国連憲章第24条第1項が定める安全保障理事会の任務および権限は次の通り。「国際連合の迅速且つ有効な行動を確保するために、国際連合加盟国は、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせるものとし、且つ、安全保障理事会がこの責任に基づく義務を果すに当つて加盟国に代つて行動することに同意する」（大沼・藤田編 [2001: 19]）。
- (25) アフリカの紛争を直接の対象とするものではないが、GCAP（Global Call to Action against Poverty。日本では「ほっとけない 世界のまずしさ」のスローガンで活動した）の世界的な展開と「ホワイトバンド」や「ライブ8」の成功は、NGOの巨大な動員力を如実に示している。GCAPの運動は特定の地域を直接の対象としていないものの、「ライブ8」のポスターにボディがアフリカ大陸の形をしたギターがデザインされたこと、その企画自体が直後に開催されるG8サミットに向けたアピールであり、サミットのメインテーマが「アフリカ」であったことなどを考慮すれば、運動の地理的なターゲットはアフリカだったと言ってよい。アフリカの貧困が紛争に関連することは自明であり、GCAPのような運動の盛上りのなかで、アフリカの紛争に対する市民社会の道義的な関心も増大したと考えられる。ルワンダの虐殺をテーマとした映画『ホテル・ルワンダ』の世界的なヒットは、その点を示しているよう。

- (26) 国家の「破綻」については、どのような言葉を用いるかも含めて（崩壊、失敗、脆弱、等々）多くの議論がある。さしあたり、Rotberg ed. [2004], Beissinger and Young eds. [2002], Zartman ed. [1995], 納家 [2003]などを参照。本章では、かっこつきの「破綻」という表現によって、本文で示した意味内容を表すものとする。先行研究との関連で言えば、Rotberg [2004]の議論が参考になる。彼は、強い (strong) 国家との対比で、弱い (weak) 国家、失敗 (failed) 国家、崩壊 (collapsed) 国家という概念を提示し、さまざまな要因から公共財を十分に提供できない「弱い国家」のなかで、不適切な統治などをきっかけとして、「失敗国家」に陥るものが出るものと論じている。「失敗国家」では、市民の安全が確保されず、暴力や犯罪が横溢する、司法や立法など統治機構が形骸化する、国家が公共財を提供できない、汚職が蔓延する、経済が縮小する、といった特徴を持つ。一方、「崩壊国家」は「失敗国家」の極端なケースであり、国家は公共財の提供を停止し、安全保障では強者の論理が貫徹する。ロトバークは2002年の状況から具体的な国名を挙げており、ソマリアだけが「崩壊国家」に、アフガニスタン、アンゴラ、ブルンディ、コンゴ民主共和国、リベリア、シエラレオネ、スーダンが「失敗国家」に分類されている (Rotberg [2004: 23])。本章で言う国家の「破綻」は、現象面としては、ロトバークの言う「失敗国家」と「崩壊国家」に対応すると考えてよい。なお、以下では、引用文に類似の概念がある際は原語を付す。
- (27) 本章では、道義的関心と現実主義的関心という観点から、国際社会の介入行動を整理した。石田 [2007] は、「破綻」国家がその領域の内部において、また外部に対して、国際社会にとって看過できない問題を引き起こすという観点から、その介入行動を整理している。
- (28) アメリカにおいて比較的早期にこうした認識を示した議論として、David [1989, 1992] を参照。
- (29) Desch [1996] は、冷戦終結後にアメリカが第三世界にどう対応すべきかについて現実主義の立場から論じている。彼は、クリントン政権がソマリア、ルワンダ、ハイチなどへの介入を同盟国に対するクレディビリティの点から正当化したことを批判する一方、ペルシャ湾地域を睨んだディエゴ・ガルシア島など軍事的に重要な地域も存在するとして、第三世界には選択的な介入をすべきだと論じている。アメリカの第三世界に対する介入は地政学的に重要な場合に限定されるべきだという議論は、冷戦期の政策との連続性が強い (Johnson [1985])。
- (30) 例として、Fukuyama [2005a], Krasner [2004, 2005], Keohane [2003], Ignatieff [2003], *Journal of Democracy* 誌の特集「紛争後の民主主義建設」(Vol. 16, No.1, January 2005) 所収論文、とくにFukuyama [2005b] など。イグナチエフは、国際社会による軍事的な介入には選択 (triage) が必要だとして、次

のように言う。「9.11事件以降の国際環境において、単に人道上の問題だけが起きている地域ではなく、安全保障やテロリストにかかわる問題を引き起こしている地域が介入の対象とされるだろう」(Ignatieff [2003: 306])。フィアロンとレイティンによれば、ブッシュ政権は発足当初「破綻」した国家への関与に消極的であったが、9.11事件以降その方針を改めた。ただし、力点はあくまでも「ならずもの国家」の再建にあり、国防省では「リベリアのような国のカオスはアメリカの安全保障に影響を与えない」(したがって、介入の必要はない)という考え方が依然有力であるという(Fearon and Laitin [2004: 6])。なお、国家の「破綻」に対する捉え方が、人道上の問題から安全保障上の問題へと移行した点については、岡垣[2007]も参照のこと。

- (31) ルワンダやウガンダが駐屯したコンゴ民主共和国の東部で鉱物資源を略奪したことを考えれば、自国の安全保障のために介入したという彼らの主張は口実にすぎないとの見方もあろう。しかし、少なくとも内戦勃発当初において、ルワンダの政権がコンゴ領土内で活動する自国の反政府武装勢力の存在を深刻な安全保障上の脅威と捉えていたことは間違いない。
- (32) 長く混乱が続いていたソマリアだが、2006年6月にはUICが首都モガディシオを制圧し、自生的な安定政権樹立への可能性が生まれた。UICの指導部には、アル・カイダとの関連が指摘される人物が含まれていた。UICは2006年内に制圧地域を拡大したが、同年12月末、アメリカの支援を受けたエチオピアがソマリア領内に侵攻し、UICを掃討した。2007年1月、アメリカはさらに、アル・カイダとの関連を理由としてケニア国境付近でUICの拠点を爆撃した。
- (33) 先進国による平和構築の取組みに関して検討を加えたEnglebert and Tull [2008]も、欧米の制度移植が孕む問題点について総じて国際社会は無自覚だと批判している。
- (34) いわゆる「保護する責任」論も国家主権を制限する方向での議論だが、やはり主権国家体系を前提としている。なお「保護する責任」論についてはICISS [2001] 参照。
- (35) “power sharing”の訳語として、本書では第5章を除き「権力分掌」の訳語を当てている。第5章では「権力分担」の訳語を用いており、その理由は第5章(注4)で説明されている。この訳語の選択において重要なのは、通常「権力分立」と訳される“separation of power”と混同しないようにすることだが、その点の理解は本書の執筆者全員に共有されている。したがって、本書ではすべての章で訳語を統一することはしなかった。
- (36) コンゴ民主共和国におけるカビラ政権の強権化傾向については、*Africa Confidential*, 2007年2月16日号, 4月13日号など。ルワンダのように内戦で軍事的に勝利すれば、Bを経由せず、CからDへ移行する場合もあろう。コー

トディヴォワールのように、和平合意の受諾を表明したあとでその履行を妨害する動きも、Dに向かう動きとして理解できる。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 石田淳 [2007] 「介入と撤退——平和構築の構想と幻想——」（『国際問題』第564号 5-12ページ）。
- 遠藤貢 [2007] 「内と外の論理からみたアフリカ国家とその変容過程」（『アフリカ研究』第71号 107-118ページ）。
- 大沼保昭・藤田久一編 [2001] 『国際条約集』有斐閣。
- 岡垣知子 [2007] 「主権国家の『ラング』と『パロール』——破綻国家の国際政治学——」（『国際政治』第147号 48-61ページ）。
- 落合雄彦 [1999] 「ECOMOGの淵源——アフリカにおける『貸与される軍隊』の伝統——」（『アフリカ研究』第55号 35-49ページ）。
- 川端清隆・持田繁 [1997] 『PKO新時代——国連安保理からの証言——』岩波書店。
- 工藤正樹 [2006] 「主要な開発援助機関・国の援助動向——平和構築支援への取り組み——」（『開発金融研究所報』第29号 71-83ページ）。
- 国連開発計画 [2005] 『人間開発報告書2005——岐路に立つ国際協力：不平等な社会での援助、貿易、安全保障——』古今書院。
- 佐藤章 [2007] 「コートディヴォワール内戦における和平合意」（武内編 [2007] 123-179ページ）。
- 世界銀行 [2004] 『戦時下の開発政策』（田村勝省訳）シュプリンガー・フェアラーク東京株式会社。
- 篠田英朗 [2003] 『平和構築と法の支配——国際平和活動の理論的・機能的分析——』創文社。
- 武内進一 [2001] 「『紛争ダイヤモンド』問題の力学——グローバル・イシュー化と議論の欠落——」（『アフリカ研究』第58号 41-58ページ）。
- [2003] 「アジア・アフリカの紛争をどう捉えるか」（武内編 [2003] 3-37ページ）。
- [2005] 「冷戦後アフリカにおける政治変動——政治的自由化と紛争——」（『国際政治』第140号 90-107ページ）。
- [2007] 「コンゴの平和構築と国際社会——成果と難題——」（『アフリカレポート』第44号 3-9ページ）。
- 編 [1998] 『現代アフリカの紛争を理解するために』アジア経済研究所。

- 編 [2000] 『現代アフリカの紛争——歴史と主体——』 アジア経済研究所。
- 編 [2003] 『国家・暴力・政治——アジア・アフリカの紛争をめぐって——』 アジア経済研究所。
- 編 [2007] 「アフリカにおける紛争後の課題」 共同研究会中間成果報告 アジア経済研究所。
- 納家政嗣 [1992] 「冷戦の終焉と国連の平和維持機能」 (『国際法外交雑誌』 第91巻 第3号 1-43ページ)。
- [2003] 『国際紛争と予防外交』 有斐閣。
- ブル, ヘドリー [2000] 『国際社会論——アナキカル・ソサエティ——』 (白杵英一訳) 岩波書店。
- ヘイナー, プリシラ [2006] 『語りえぬ真実——真実委員会の挑戦——』 (阿部利洋訳) 平凡社。
- 真島一郎 [1998] 「リベリア内戦史資料 (1989~1997) ——国際プレス記事読解のために——」 (武内編 [1998] 117-195ページ)。

〈外国語文献〉

- Beissinger, Mark R., and Crawford Young eds. [2002] *Beyond State Crisis? Post-colonial Africa and Post-Soviet Eurasia in Comparative Perspective*, Washington D.C.: Woodrow Wilson Center Press.
- Boutros-Ghali, Boutros [1992] “An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-Keeping,” UN Document No. A/47/277 - S/24111 (17 June 1992).
- David, Steven R. [1989] “Why the Third World Matters,” *International Security*, 14(1), pp. 50-85.
- [1992] “Why the Third World Still Matters,” *International Security*, 17(3), pp. 127-159.
- Desch, Michael C. [1996] “Why Realists Disagree about the Third World (And Why They Shouldn’t),” *Security Studies*, 5(3), pp. 358-381.
- Englebert, Pierre, and Denis M. Tull [2008] “Postconflict Reconstruction in Africa,” *International Security*, (32) 4, pp. 106-139.
- European Union [2003] “A Secure Europe in a Better World: European Security Strategy” (12 December 2003).
- Fearon, James D., and David D. Laitin [2004] “Neotrusteeship and the Problem of Weak States,” *International Security*, 29(4), pp. 5-43.
- Fukuyama, Francis [2005a] *State Building: Governance and World Order in the Twenty-First Century*, London: Profile Books.
- [2005b] “‘Stateness’ First,” *Journal of Democracy*, 16(1), pp. 84-88.

- Global Witness [1998] "A Rough Trade: The Role of Companies and Governments in the Angolan Conflict" ([http:// www.oneworld.org/globalwitness/](http://www.oneworld.org/globalwitness/)).
- ICISS (International Commission on Intervention and State Sovereignty) [2001] *The Responsibility to Protect*, Ottawa: International Development Research Centre.
- Johnson, Robert H. [1985] "Exaggerating America's Stakes in Third World Conflicts," *International Security*, 10(3), pp. 32-68.
- Jones, Bruce D. [2001] *Peacekeeping in Rwanda: The Dynamics of Failure*, Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Holzgrefe, J. L., and Robert O. Keohane eds. [2003] *Humanitarian Intervention: Ethical, Legal, and Political Dilemmas*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Human Security Centre [2005] *Human Security Report 2005: War and Peace in the 21st Century*, New York: Oxford University Press.
- Ignatieff, Michael [2003] "State Failure and Nation-Building," in Holzgrefe and Keohane eds. [2003: 299-321].
- Isturiz, Fernando [2005] "Military Force's Training for Post-Conflict Peacebuilding Operations," in Schnabel and Ehrhart eds. [2005: 74-90].
- Keohane, Robert O. [2003] "Political Authority after Intervention: Gradations in Sovereignty," in Holzgrefe and Keohane eds. [2003: 275-298].
- Krasner, Stephen [2004] "Sharing Sovereignty: New Institutions for Collapsed and Failing States," *International Security*, 29(2), pp. 85-120.
- [2005] "The Case for Shared Sovereignty," *Journal of Democracy*, 16(1), pp. 69-83.
- Luttwak, Edward N. [1999] "Give War a Chance," *Foreign Affairs*, 78(4), pp. 36-44.
- Oomen, Barbara [2005] "Donor-Driven Justice and Its Discontents: The Case of Rwanda," *Development and Change*, 36(5), pp. 887-910.
- Paris, Roland [1997] "Peacebuilding and the Limits of Liberal Internationalism," *International Security*, 22(2), pp. 54-89.
- [2004] *At War's End: Building Peace after Civil Conflict*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Prunier, Gérard [1995] *The Rwandan Crisis 1959-1994: History of a Genocide*, London: Hurst & Company.
- Rotberg, Robert I. [2004] "The Failure and Collapse of Nation-States: Breakdown, Prevention, and Repair," in Rotberg ed. [2004: 1-49].

- ed. [2004] *When States Fail: Causes and Consequences*, Princeton: Princeton University Press.
- Scheffer, David J. [1996] “International Judicial Intervention,” *Foreign Policy*, 102, pp. 34-51.
- Schnabel, Albrecht, and Hans-Georg Ehrhart eds. [2005] *Security Sector Reform and Post-Conflict Peacebuilding*, Tokyo: United Nations University Press.
- UN (United Nations) [1998] *The Causes of Conflict and the Promotion of Durable Peace and Sustainable Development in Africa*, Report of the Secretary-General.
- [2000] “Report of the Panel on United Nations Peace Operations” (Brahimi Report), UN Document No. A/55/305-S/2000/809.
- [2004a] “A More Secure World: Our Shared Responsibility, Report of the High-level Panel on Threats, Challenges and Change,” UN Document No. A/59/565.
- [2004b] “The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies” (S/2004/616, 2004年8月23日付).
- United States of America [2002] “The National Security Strategy of the United States of America” (September 2002).
- Weiner, Myron [1996] “Bad Neighbors, Bad Neighborhoods: An Inquiry into the Causes of Refugee Flows,” *International Security*, 21 (1), pp. 5-42.
- Zartman, I. William ed. [1995] *Collapsed States: The Disintegration and Restoration of Legitimate Authority*, Boulder: Lynne Rienner Publishers.

〈新聞・雑誌〉

Africa Confidential

Le Monde

〈ウェブサイト〉

Université de Montréal, Une initiative du Réseau francophone de recherche sur les opérations de paix (<http://www.operationspaix.net/>).

付表 近年のアフリカにおける主要な紛争国の経験

国名	アンゴラ	ウガンダ (ムセヴェニ による政権奪取)	ウガンダ (LRA との 内戦)
紛争時期 ¹⁾	1975～2002年	1981～1988年	1994年頃～
主要和平協定 ²⁾	ニューヨーク合意 (1988年12月22日), ビ セッセ合意 (1991年5 月1日), ルサカ合意 (1994年11月20日)		
UNPKO	(1)UNAVEM I (1988～1991年) (2)UNAVEM II (1991～1995年) (3)UNAVEM III (1995～1997年) (4)MONUA (1997～1999年)		
規模 ³⁾	(1)D, (2)D, (3)C, (4)C		
特定勢力を支援 する軍事介入 ⁴⁾	南ア (UNITA), キュ ーバ (政府側)		
その他「中立 的」軍事介入 ⁴⁾			
その他介入的措置	UNITA に対する安保 理の制裁措置 (決議 864, 1127, 1173)。		ICC の捜査 (2004年～, ムセヴェニ政権の要請 による)
紛争終結	UNITA 議長殺害が契 機。政府の軍事的勝 利。	NRA の軍事的勝利	継続
その後の状況	2008年2月現在選挙実 施されず (2008年9月 に実施予定)。	新憲法 (1995年10月), 大統領選挙 (1996, 2001, 2006年。いづれ も現職のムセヴェニ勝 利)	
本書掲載章	第5章		

国名	エチオピア	エチオピア・ エリトリア	ギニアビサウ
紛争時期 ¹⁾	1988年頃～1991年	1998～2000年	1998～2000年
主要和平協定 ²⁾		アルジェ和平協定 (2000年12月12日)	アブジャ協定 (1998年 11月2日)
UNPKO		UNMEE (2000年9月 ～2008年7月) ⁵⁾	
規模 ³⁾		C	
特定勢力を支援 する軍事介入 ⁴⁾			セネガル, ギニア (政 府側)
その他「中立 的」軍事介入 ⁴⁾			ECOMOG (ECOWAS)
その他介入的措置		国連安保理による両国 への武器禁輸措置 (決 議1298)。	
紛争終結	EPRDF の軍事的勝利	調停による和平	国軍がヴィエイラ大統領 を国外追放 (1999年5 月)。政府が軍内マネ派 を追放 (2000年11月)
その後の状況	1995年, 2000年, 2005 年に国会議員選挙。い ずれも EPRDF が勝利	エチオピアは定期的に 国会議員選挙実施。エ リトリアは選挙実施せ ず。	1999年11月, 大統領選 挙, 国会議員選挙
本書掲載章			

国名	コートディヴォワール	コンゴ共和国	ザイール (コンゴ民主共和国)
紛争時期 ¹⁾	2002年～	1993～1994年, 1997～1999年	1996～1997年
主要和平協定 ²⁾	リナ・マルクーシ協定 (2003年1月24日), ワガドゥグ協定 (2007年3月4日)	ボワント・ノワールにおける停戦協定 (1999年11月16日)	
UNPKO	UNOCI (2004年～)		
規模 ³⁾	B		
特定勢力を支援する軍事介入 ⁴⁾		アンゴラ (政府側)	UNITA (政府側) / ルワンダ, ウガンダ, アンゴラ (ADFL 側)
その他「中立的」軍事介入 ⁴⁾	フランス		アフリカ大湖地域多国籍軍 ⁶⁾
その他介入的措置	国連安保理による武器禁輸, 資産凍結等の措置 (決議1572)。	「ビーチの虐殺」(1999年) をフランス司法が捜査	
紛争終結	継続	サスー派による軍事的勝利	ADFL による軍事的勝利
その後の状況		2002年に憲法採択 (1月), 大統領選挙 (5月), 下院選挙 (5～6月)	
本書掲載章	第2章		第3章

国名	コンゴ民主共和国	シエラレオネ	スーダン（南部）
紛争時期 ¹⁾	1998～2002年（和平合意締結。その後も継続）	1991～2002年	1983～2005年
主要和平協定 ²⁾	ルサカ協定（1999年7月）、プレトリア和平合意（2002年12月16日）	アビジャン和平合意（1996年11月30日）、ロメ和平協定（1999年7月7日）、アブジャ協定（2000年11月10日）	マチャコス議定書（2002年7月）、包括的和平協定（CPA：2005年1月9日）
UNPKO	MONUC（1999年～）	(1) UNOMSIL（1998～1999年） (2) UNAMSIL（1999～2005年）	UNMIS（2005年～）
規模 ³⁾	B（2000年） → A（2003年）	(1)D, (2)A	A
特定勢力を支援する軍事介入 ⁴⁾	ジンバブエ、アンゴラ、ナミビア（政府側）／ウガンダ、ルワンダ（反政府勢力側）	リベリア（RUF）	
その他「中立的」軍事介入 ⁴⁾	EUによるアルテミス作戦（2003年）、EU-FOR 派遣（2006年）	ECOMOG（ECOW-AS）、イギリス（2000年）	
その他介入的措置	国連安保理による武器禁輸措置（決議1493）／ICCの捜査（2004年～、J・カビラ政権の要請による）	国連安保理による武器禁輸措置および軍事政権への制裁措置（決議1132）／シエラレオネ特別法廷（2002年～）	
紛争終結	コンゴ人の「国民対話」によるプレトリア和平合意	和平合意にもとづく武装解除の終了（2002年1月18日に終戦宣言）	包括的和平合意に調印
その後の状況	2005年12月に憲法レファレンダム、2006年7月以降選挙（大統領、下院等）	2002年5月、大統領選挙、国会選挙実施	
本書掲載章	第3章	第6章、第7章	第1章

国名	スーダン (ダルフール)	ソマリア	チャド
紛争時期 ¹⁾	2003年～	1989年～	1990年
主要和平協定 ²⁾	人道的停戦合意 (2004年4月, 於ンジャメナ), ダルフール和平協定 (2006年5月5日, 於アブジャ)	アジスアベバ合意 (1993年3月15日), アルタ和平会談 (2000年7月) による移行連邦憲章 (TFC) など。	
UNPKO	UNAMID (2007年～) ⁷⁾	(1) UNOSOM I (1992～1993年) (2) UNOSOM II (1993～1995年)	
規模 ³⁾	A	(1)D, (2)A	
特定勢力を支援する軍事介入 ⁴⁾		エチオピア (2006年12月) (暫定政権側)	
その他「中立的」軍事介入 ⁴⁾	AMIS (2004年～) ⁸⁾	UNITAF (1992～1993年, 総兵力3.7万人, うち米が2.5万人)。その後も米は部隊を残す (1994年3月まで)。/ AMISOM (2007年2月にAUが派遣決定。UNSCが承認)	
その他介入的措置	国連安保理による武器禁輸/資産凍結等の措置 (決議1556, 1591) / ICCの捜査 (2005年～, 安保理決議1593による)	国連安保理による武器禁輸措置 (決議733, 1992年～)	ベルギーがセネガルに対して, 人道に対する罪の容疑で前大統領ハブレの引渡しを要求 (2005年)
紛争終結	継続	継続	MPSの軍事的勝利
その後の状況			1996年7月, 2001年5月, 2006年5月に大統領選挙実施。いずれも現職のデビィが勝利
本書掲載章	第1章		

国名	チャド	中央アフリカ	中央アフリカ
紛争時期 ¹⁾	2005年～	1996～1998年	2002～2003年
主要和平協定 ²⁾		バンギ協定（1997年1月25日）	
UNPKO	MINURCAT（2007年～）	MINURCA（1998～2000年）	
規模 ³⁾	D	C	
特定勢力を支援する軍事介入 ⁴⁾	フランス（政府支援）		反政府武装勢力のボジゼ派はチャド南部を拠点とし、政府側（パタセ大統領）はリビアとMLC（コンゴ民主共和国の反政府武装勢力）の支援を受ける
その他「中立的」軍事介入 ⁴⁾	EU ⁸⁾	フランス、MISAB、FOMUC ⁹⁾	
その他介入的措置			ICCの捜査（2005年～、ボジゼ政権の要請による）
紛争終結	継続		ボジゼの軍事的勝利（2003年3月）
その後の状況		1999年に大統領選挙実施、現職のパタセが勝利	2005年に大統領選挙実施、現職のボジゼ勝利
本書掲載章			

国名	中央アフリカ (スーダン、チャド国境付近)	ブルンディ	モザンビーク
紛争時期 ¹⁾	2006年～	1993～2004年	1975～1992年
主要和平協定 ²⁾		アルーシャ和平協定 (2000年8月)	ンコマチ協定(1984年 3月16日), ローマ総 合和平協定(1992年10 月4日)
UNPKO	MINURCAT(2007年 ～) ⁸⁾	ONUB(2004～2006 年)	ONUMOZ(1992～ 1994年)
規模 ³⁾	D	B	B
特定勢力を支援 する軍事介入 ⁴⁾	フランス(政府支援)		ローデシア, 南ア (RENAMO)
その他「中立的」 軍事介入 ⁴⁾	EU	南ア(2001年単独で保 護部隊を派遣), AMIB (AU, 2003～2004年)	
その他介入的措置		真実和解委員会(2005 年～, 安保理決議1606 で協力)	カトリック教会系 NGOが和平交渉仲介 で協力)
紛争終結	継続	武装勢力が和平合意し て政権に参加	交渉の結果, 和平合意 に調印
その後の状況		新憲法制定(2005年3 月), 国会議員選挙 (2005年7月), 上下両 院指名選挙を経て大統 領選出(2005年8月)	1994年10月に大統領, 国会選挙。1999, 2004 年にも実施
本書掲載章			第9章

国名	リベリア	リベリア	ルワンダ
紛争時期 ¹⁾	1989～1995年	2000～2003年	1990～1994年
主要和平協定 ²⁾	アブジャ合意 (1995年 8月18日)	政府・LURD・MOD-EL 間の包括的和平合意 (2003年 8月18日)	アルーシャ和平協定 (1993年 8月)
UNPKO	UNOMIL (1993～1997年)	UNMIL (2003年～)	(1)UNOMUR (1993～1994年) (2)UNAMIR (1993～1996年)
規模 ³⁾	D	A	(1)D, (2)C ¹⁰⁾
特定勢力を支援する軍事介入 ⁴⁾			ベルギー, ザイール (1990年), 仏 (1990～1993年) (政府側)
その他「中立的」軍事介入 ⁴⁾	ECOMOG (ECOWAS)	ECOMIL (ECOWAS), アメリカ (兵站支援, 2003年)	「トルコ石」作戦 (1994年 6～8月, 仏軍2500人 + アフリカ兵士500人)
その他介入的措置	国連安保理による武器禁輸措置 (決議788)	国連安保理による武器, ダイヤモンド等禁輸措置 (決議1343, 1521)。真実和解委員会 (2005年～)	国連安保理による武器禁輸措置 (決議918) / ICTR (1994年～) / ベルギーなどでジェノサイド容疑者裁判 / 大統領搭乗機撃墜事件を仏が捜査
紛争終結	NPFL 優位の下で和平合意 (1995年)	テイラー辞任後, 和平協定 (2003年)	RPF による軍事的勝利
その後の状況	1997年 7月, 大統領選挙 (テイラー勝利)	2005年 10～11月, 大統領選挙 (サーリーフ勝利)	2003年に新憲法, 大統領選挙, 議会選挙
本書掲載章	第 4 章	第 4 章	第 7 章, 第 8 章

(出所) 国連ウェブサイト, *Economist Intelligent Unit*, 各号などにもとづいて筆者作成。

- (注) 1) 紛争がいつ勃発し、いつまで続いたかを正確に示すことは容易ではない。この点は紛争の定義にかかわり、それが孕む難点は武内 [2003: 30-31] に記した通りである。ここでは、筆者の判断でおおむね紛争が継続した時期を示した。
- 2) 停戦協定や和平協定のなかには、実効性のないものも多い。ここには重要と思われるものを示した。縮結された年をカッコ内に記す。
- 3) 国連 PKO の規模は、次のような区分で示す。A: 1 万人以上, B: 5000 人以上～1 万人未満, C: 1000 人以上5000 人未満, D: 1000 人未満。原則として、実数ではなく承認された規模を示している。
- 4) 国際的な軍事介入が特定勢力を支援しているか、それとも中立的なものかの線引きは難しい。たとえば国連平和維持軍は中立的な立場で軍事介入するはずだが、近年のように平和構築過程で移行政権の樹立や国軍の編成過程にコミットすると、その活動が実質的に政府への支援となる場合が多い。シエラレオネへのイギリス軍、コートディヴォワールやチャドへのフランス軍の派兵も、形としては国連 PKO 支援や仲裁を掲げているが、実質的には政府の転覆を阻止する目的があったと考えられる。ここでの区分は形式的なものにすぎない。
- 5) エリトリアは、国連 PKO がエチオピア寄りだと主張し、燃料供給を止めるなどその活動を妨害した。これを受けて国連 PKO はエリトリア側から兵力を引き揚げた (2008 年 2 月)。
- 6) 内戦状態となったコンゴ民主共和国東部における人道支援などを目的として、安保理決議 1080 (1996 年 11 月 15 日付) で設立された多国籍軍。決議が採択された日から大量のルワンダ難民が本国に帰還する事態となり、ほとんど活動することなく、1996 年 12 月 31 日に任務を終了した。
- 7) UNAMID は、正確には、国連と AU の混合部隊と位置づけられている。
- 8) 2002 年頃から、スーダン西部のダルフール地方で武力衝突が激化した。欧米諸国は国連 PKO 派遣を進めようとしたが、スーダン政府が反発。2004 年以降、AU の平和維持部隊 (AMIS) が活動したが、状況の改善は見られなかった。2005 年以降、スーダンのダルフールに隣接するチャドや中央アフリカの東部で反政府武装勢力の活動が活発化した。これに対して、フランスが両国に派兵し、政府による武装勢力の掃討作戦などに協力していた。2007 年 9 月 25 日の安保理決議 1778 でチャドと中央アフリカ東部に国連 PKO (MINURCAT) と EU 多国籍軍 (EUFOR) を派遣することが決まった。しかし、2008 年 1 月末に EUFOR の派遣が EU 内で承認されると同時に、チャド反政府勢力は首都への進軍を急ピッチで進め、状況は緊迫している (2008 年 2 月現在)。
- 9) FOMUC (Force multinationale en Centrafrique: 中央アフリカ多国籍軍) は、MINURCA の任期終了後、その機能を引き継ぐために中部アフリカ経済通貨共同体 (Communauté économique et monétaire de l'Afrique centrale: CEMAC) が派遣した平和維持部隊。2002 年 10 月に派遣が決定され、小規模だが長期にわたって兵力を維持し続けている。2008 年 1 月現在、部隊は、コンゴ共和国、ガボン、チャドの 380 人の兵士から構成されている (Université de Montréal ウェブサイトによる。2008 年 2 月 9 日アクセス)。
- 10) 承認された UNAMIR の総人員数は、1993 年 10 月の設立時には約 2500 人だったが、1994 年 4～5 月には 270 人に大幅減し、事実上撤退した。1994 年 5 月～1995 年 6 月には約 5500 人に増派されたが、それ以降は漸減し、1996 年 2 月の撤退時には約 1200 人だった。